

衆議院議員鈴木貴子君提出日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問に対する答弁書

一について

暴力主義的破壊活動とは、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項各号に掲げる行為をいう。具体的には、刑法上の内乱、内乱の予備又は陰謀、外患誘致等の行為をなすこと、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもって刑法上の騒乱、現住建造物等放火、殺人等の行為をなすこと等である。

二及び三について

御指摘の昭和五十七年四月一日の参議院法務委員会において、鎌田好夫公安調査庁長官（当時）が、破壊活動防止法に基づく当時の調査対象団体の数について「いわゆる左翼系統といたしまして七団体、右翼系統といたしまして八団体程度」と答弁し、当該調査対象団体の名称について「左翼関係としましては日本共産党・・・等でございます」と答弁している。

日本共産党は、現在においても、破壊活動防止法に基づく調査対象団体である。

四について

警察庁としては、現在においても、御指摘の日本共産党の「いわゆる敵の出方論」に立った「暴力革命の方針」に変更はないものと認識している。

五について

お尋ねのうち、「関連団体」については、その具体的な範囲が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、日本共産党が、昭和二十年八月十五日以降、日本国内において暴力主義的破壊活動を行った疑いがあるものと認識している。

六について

お尋ねについては、御指摘の平成元年二月十八日の衆議院予算委員会において、石山陽公安調査庁長官（当時）が、御指摘の不破哲三委員の発言を踏まえて、「昭和三十六年のいわゆる綱領発表以降、共産党は議会制民主主義のもとで党勢の拡大を図るという方向で着々と党勢拡大を遂げられつつあることはお示しのとおりでございます。ただ問題は、それは政治的な最終目標であるのかあるいは戦略または戦術の手段であるのかということの問題でございます。私どもはそれらに対しまして、今冷静な立場でもって敵の出方論何かにつきましても調査研究を進めておる段階でございます。今のところその結果として直ちに

公党である共産党に対し規制請求すべき段階に立ち入っているとは思わないから請求もしていないということでもあります。なお、敵の出方論について今御教示を賜りましたが、一つだけ私からも申し上げておきたいことがございます。御存じのとおり、政権確立した後には不穏分子が反乱的な行動に出て、これを鎮圧するというのは、たとえどなたの政権であろうとも当然に行われるべき治安維持活動でございます。ところが敵の出方論という中には、党の文献等を拝見しておりますと、簡単に申しますと、三つの出方がございます。一つは、民主主義の政権ができる前にこれを抑えようという形で、不穏分子をたたきつけてやろうという問題であります。それから第二には、民主主義政権は一応確立された後に、その不満分子が反乱を起こす場合。三番目は、委員御指摘のような事態であります。ですから、それらにつきまして一部をおっしゃっておりますけれども、その全部について敵の出方論があり得る」と答弁しているとおりである。

本質問主意書の処理

衆 189 鈴木 貴子 議員

確定版

答 弁	3月16日(水)	正式転送
	3月18日(金)	内閣官房内閣総務官室へ 閣議資料等を提出
	3月22日(火)	閣議に付議 (閣議決定後国会へ提出)

※正式転送があるまでは提出者等との接触厳禁！(政府部内限り)

日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成二十八年三月十四日

法  
誓

提出者 鈴木貴子 篆

衆議院議長 大島理森 殿

日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問主意書

日本共産党と「破壊活動防止法」（以下、「破防法」とする）に係る、過去の政府答弁を踏まえ、以下質問する。

一 「破防法」で定める、暴力主義的破壊活動とはどのような活動であるか説明を求める。

二 昭和五十七年四月一日、第九十六回国会、参議院法務委員会に於いて、公安調査庁は「破防法」に基づく調査対象団体として、左翼関係として七団体、右翼関係として八団体ある旨答弁されていると承知するが確認を求める。

三 二にある「左翼関係として七団体」に日本共産党は含まれているか、また、平成十一年十二月二日、第四百四十六回国会、参議院法務委員会に於いても、「公安調査庁長官にお尋ねしますが、平成元年の二月に衆議院の予算委員会で不破委員長が、共産党が破防法の調査対象団体になっていることについて質疑してありますが、今日でも調査対象団体でしょうか。国民の多くはまさかと思っっているんじゃないかと思えます

が、その点についてお答えいただきたいと思ひます。」との質問に、「御指摘の点につきましては、今日でも調査対象団体でございます。」と答弁されているが、現在も公安調査庁は、日本共産党を「破防法」に基づき調査対象団体と認識しているか、確認を求めらる。

四 昭和五十七年四月二十日、第九十六回国会、衆議院地方行政委員会に於いて、警察庁は「ただいまお尋ねの日本共産党につきましては、民青を含めまして、いわゆる敵の出方論に立ちました暴力革命の方針を捨て切っていないと私も判断しておりますので、警察としましては、警察法に規定されます「公共の安全と秩序を維持する」そういう責務を果たす観点から、日本共産党の動向について重大な関心を払っている旨答弁されているが、現在も警察庁は、日本共産党は暴力革命の方針を捨て切っていないと認識されているか、見解を求めらる。

五 昭和二十年八月十五日以後、いわゆる戦後、日本共産党が合法政党となつて以降、日本共産党及び関連団体が、日本国内に於いて暴力主義的破壊活動を行った事案があるか確認を求めらる。

六 平成元年二月十八日、第百十四回国会、衆議院予算委員会において、石山政府委員が述べられている、日本共産党のいわゆる「敵の出方論」、並びに、同委員会に於ける不破委員の「政権についたときにその共

産党の入った政権なるがゆえに従わないという勢力が出た場合、そういう勢力がさまざまに暴挙に出た場合、それに対して黙っているわけにはいかない、そういうのは力をもつてでも取り締まるのが当たり前だ、これは憲法に基づく政府の当然の権利でしょう。そういうことについて我々は綱領に明記しているわけです。」に対する政府の見解を求めぬ。

右質問する。

衆議院議員鈴木貴子君提出日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問に対する答弁書参考資料

目次

一について

- 【暴力主義的破壊活動の定義】  
破壊活動防止法 …………… 1  
    第四条第一項
- 【破壊活動防止法第四条第一項第一号に関する刑法条文】  
刑法 …………… 3  
    第七十七条（内乱）、第七十八条（予備及び陰謀）、第七十九条（内乱等幫助）、第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）
- 【用例】  
参議院議員谷博之君提出シベリア抑留問題の最終解決 …………… 6  
    に向けた取組に関する質問に対する答弁書  
    十一について

二及び三について

- 【質問主意書で引用され、答弁書で引用した国会答弁】  
昭和五十七年四月一日 第九十六回国会……………10  
    参議院法務委員会 鎌田好夫公安調査庁長官答弁
- 【質問主意書で引用されている国会答弁】  
平成十一年十二月二日、第百四十六回国会……………12  
    参議院法務委員会  
    平野貞夫理事質問・木藤繁夫公安調査庁長官答弁
- 【用例】  
衆議院議員河村たかし君提出公安調査庁に関する質問 ……………14  
    に対する答弁書  
    五の1について
- 「内外情勢の回顧と展望」（平成28年〈2016年〉1月）……………18  
    4 共産党

四について

- 【質問主意書で引用されている国会答弁】  
昭和五十七年四月二十日 第九十六回国会……………21  
衆議院地方行政委員会 山田英雄警察庁警備局長答弁
- 日本共産党資料及び警察庁発行資料……………23
- 用例（該当部分）……………30

五について

- 【質問主意書で引用されている国会答弁】  
平成十一年十二月二日、第百四十六回国会……………41  
参議院法務委員会  
木藤繁夫公安調査庁長官答弁
- 【用例】  
衆議院議員河村たかし君提出公安調査庁に関する質問 ……43  
に対する答弁書  
五の3から5までについて

六について

- 【質問主意書で引用され、答弁書で引用した国会答弁】  
平成元年二月十八日 第百四十回国会……………49  
衆議院予算委員会  
石山陽公安調査庁長官答弁・不破哲三委員発言

以上

## 第二節 特別刑法

### ○破壊活動防止法

(昭和二十七年七月二十一日  
法律第二百四十号)

改正

昭和二十七年 七月三十一日法律第二六八号  
同 二十九年 六月 八日同 第一六三号  
同 三十七年 五月一六日同 第一四〇号  
同 三十七年 九月一五日同 第一六一号  
平成 五年一月二日同 第八九号  
同 七年 五月二二日同 第九一号  
同 二六年 六月一三日同 第六九号  
(未施行 五二三ページ参照)  
同 二六年 六月一三日同 第七〇号

破壊活動防止法をここに公布する。

#### 破壊活動防止法

#### 目次

第一章 総則 (第一条—第四条)
第二章 破壊的団体の規制 (第五条—第十条)
第三章 破壊的団体の規制の手續 (第十一条—第二十六条)
第四章 調査 (第二十七条—第三十四条)
第五章 雑則 (第三十五条—第三十七条)

#### 第六章 罰則 (第三十八条—第四十五条)

#### 附則

#### 第一章 総則

#### (この法律の目的)

第一条 この法律は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄与することを目的とする。

#### (この法律の解釈適用)

第二条 この法律は、国民の基本的人權に重大な關係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやくもこれを拡張して解釈するやうなことがあつてはならない。

#### (規制の基準)

第三条 この法律による規制及び規制のための調査は、第一条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであつて、いやくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本國憲法の保障する國民の自由と權利を、不当に制限するやうなことがあつてはならない。

2 この法律による規制及び規制のための調査については、いやくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するやうなことがあつてはならない。

(定義)

第四条 この法律で「暴力主義的破壊活動」とは、次に掲げる行為をいう。

一

イ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七条(内乱)、第七十八条(予備及び陰謀)、第七十九条(内乱等幫助)、第八十一条(外患誘致)、第八十二条(外患援助)、第八十七条(未遂罪)又は第八十八条(予備及び陰謀)に規定する行為をなすこと。

ロ この号イに規定する行為の教唆をなすこと。

ハ 刑法第七十七条、第八十一条又は第八十二条に規定する行為を実行させる目的をもつて、その行為のせん動をなすこと。

ニ 刑法第七十七条、第八十一条又は第八十二条に規定する行為を実行させる目的をもつて、その実行の正当性又は必要性を主張した文書又は図画を印刷し、頒布し、又は公然掲示すること。

ホ 刑法第七十七条、第八十一条又は第八十二条に規定する行為を実行させる目的をもつて、無線通信又は有線放送により、その実行の正当性又は必要性を主張する通信をなすこと。

二 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる行為の一をなすこと。

イ 刑法第六六条(騒乱)に規定する行為

ロ 刑法第八八条(現住建造物等放火)又は第九九条第一項(非現住建造物等放火)に規定する行為

ハ 刑法第七七条第一項前段(激発物破裂)に規定する行為

ニ 刑法第一百二十五条(往来危険)に規定する行為

ホ 刑法第二百六条第一項又は第二項(汽車転覆等)に規定する行為

ヘ 刑法第九十九条(殺人)に規定する行為

ト 刑法第二百三十六条第一項(強盗)に規定する行為

チ 爆発物取締罰則(明治十七年大政官布告第三十二号)第一条(爆発物使用)に規定する行為

リ 檢察若しくは警察の職務を行い、若しくはこれを補助する者、法令により拘禁された者を看守し、若しくは護送する者又はこの法律の規定により調査に従事する者に対し、凶器又は毒劇物を携え、多衆共同してなす刑法第九十五条(公務執行妨害及び職務強要)に規定する行為

ヌ この号イからリまでに規定する行為の一の予備、陰謀若しくは教唆をなし、又はこの号イからリまでに規定する行為の一を実行させる目的をもつてその行為のせん動をなすこと。

2 この法律で「せん動」とは、特定の行為を実行させる目的をもつて、文書若しくは図画又は言動により、人に対し、その行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢のある刺激を与えることをいう。



第十一編 刑事 (刑法)

第十三章 加重減輕の方法 (平七法九一・全改)

(法律上の減輕の方法)

第六十八條 法律上刑を減輕すべき一個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。

- 一 死刑を減輕するときは、無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とする。
- 二 無期の懲役又は禁錮を減輕するときは、七年以上の有期の懲役又は禁錮とする。
- 三 有期の懲役又は禁錮を減輕するときは、その長期及び短期の二分の一を減ずる。
- 四 罰金を減輕するときは、その多額及び寡額の二分の一を減ずる。
- 五 拘留を減輕するときは、その長期の二分の一を減ずる。
- 六 科料を減輕するときは、その多額の二分の一を減ずる。

(平七法九一・全改)

(法律上の減輕と刑の選択)

第六十九條 法律上刑を減輕すべき場合において、各本條に二個以上の刑名があるときは、まず適用する刑を定めて、その刑を減輕する。

(平七法九一・全改)

(端数の切捨て)

第七十條 懲役、禁錮又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(平七法九一・全改)

(酌量減輕の方法)

第七十一條 酌量減輕をするときも、第六十八條及び前條の例による。

(平七法九一・全改)

(加重減輕の順序)

七十二條 同時に刑を加重し、又は減輕するときは、次の順序による。

- 一 再犯加重
- 二 法律上の減輕
- 三 併合罪の加重
- 四 酌量減輕

(平七法九一・全改)

第二編 罪

第一章 削除 (昭三法二三四)

第七十三條から第七十六條まで 削除 (平七法九一)

第二章 内乱に関する罪 (平七法九一・全改)

(内乱)

第七十七條 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の區別に従つて処断する。

- 一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。
- 二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の

D (日法五八六二) ⑩

禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。

三 付和随行し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の禁錮に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第三号に規定する者については、この限りでない。

（平七法九一・全改）

（予備及び陰謀）

第七十八條 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

（平七法九一・全改）

（内乱等幫助）

第七十九條 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二條の罪を幫助した者は、七年以下の禁錮に処する。

（平七法九一・全改）

（自首による刑の免除）

第八十條 前二條の罪を犯した者であつても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。

（平七法九一・全改）

第三章 外患に関する罪 （平七法九一・改悉）

（外患誘致）

第八十一條 外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。

（平七法九一・全改）

（外患援助）

第八十二條 日本国に対して外国から武力の行使があつたときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処する。

（平七法九一・全改）

第八十三條から第八十六條まで 削除 （平七法九一）

（未遂罪）

第八十七條 第八十一條及び第八十二條の罪の未遂は、罰する。

（平七法九一・全改）

（予備及び陰謀）

第八十八條 第八十一條又は第八十二條の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

（平七法九一・全改）

第八十九條 削除 （昭三三法二二四）

第四節 国交に関する罪 （平七法九一・全改）

（外国国章損壞等）

第九十二條 外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壞し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、外国政府の請求がなければ公訴を提起することができない。

参議院議員谷博之君提出シベリア抑留問題の最終解決に向けた取組に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

政府は、ロシア連邦政府との間で、捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定（平成三年外務省告示第三百十一号。以下「協定」という。）に基づき、遺骨の収集、墓参、資料調査、慰霊碑建立等の様々な取組を行ってきており、一定の成果を上げているものと認識しているが、これらの取組を更に効果的に実施すること等を目的として、いわゆるシベリア抑留問題に関する日露協議（以下「日露協議」という。）をこれまで三回にわたり実施したところである。

平成二十年十月に行われた御指摘の第三回日露協議においては、これまでの協議に引き続き、協定に基づく取組等に関する議論が行われ、いわゆるシベリア抑留問題に両国が真摯に取り組んでいくことが両国民間に真の信頼関係を築いていく上でも不可欠であり、そのためにも、協定に基づき、抑留中死亡者の名簿、埋葬地に関する資料等の課題についての取組を着実に進めることが重要であるとの認識で一致したほか、これらの課題に関する協力を更に強化していくことで一致した。

お尋ねの第四回日露協議の日程等については、現時点では決まっていないが、政府としては、今後とも、

つたと考えている。また、いわゆるシベリア抑留が発生した当時の国際法上、一般に、敵の権力下に入った軍人及び軍属は捕虜として扱われ、捕虜としての待遇を受け得るものであり、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦によって抑留された我が国の軍人及び軍属についても、呼称の問題は別として、国際法上正当な人道上の待遇を受ける権利を有していたと考えている。

政府としては、このような問題意識に立脚して、いわゆるシベリア抑留に関する諸問題についての取組の改善をロシア側に働きかけていく考えである。

#### 十一について

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）における拉致とは、日本国内外において、本人の意思に反して行われた、主として所在国外移送目的拐取（刑法）明治四十年法律第四十五号）第二百二十六条）その他の刑法上の略取及び誘拐に相当する行為をいう。

#### 十二について

いわゆるシベリア抑留の問題とお尋ねの「拉致」を単純に比較することは適当ではないと考えるが、政府としては、いわゆるシベリア抑留は、人道上問題であるのみならず、当時の国際法に照らしても問題の

シベリア抑留問題の最終解決に向けた取組に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十二月十九日

谷 博 之

参議院議長 江田 五月 殿

たが、同条約第二条のいわゆる「総加入条項」により交戦国がすべて同条約の当事者である時に限って適用されることとされていた」（シベリア抑留及び旧ソ連邦による漁船だ捕・抑留に関する質問に対する答弁書（内閣参質一六四第七一号））とも答弁しているが、結局どの国際法に照らしていわゆるシベリア抑留は問題のある行為であったと政府は認識しているのか。

十一 市販されている国語辞書「大辞泉」によると、「拉致」とは「無理やりに連れて行くこと」との意味であるとされる。政府は、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」における「拉致」とはどのような意味と解釈しているか。

十二 「拉致」の意味を「無理やりに連れて行くこと」と解する前提で、シベリア・モンゴル抑留はソ連国家による大規模な「拉致」事件であり、抑留者は「拉致」被害者でもあったと考えるが、いかがか。

十三 二〇〇九年三月末に旅行券の申請受付を終えて、政府としてはシベリア抑留問題の幕を引くつもりなのか。到底幕引きができるような状態ではないと思うが、二〇〇九年度以降、シベリア・モンゴル抑留に関して、どのような部門がどのような施策を考えているのか。

十四 政府として、日露協議を進展させ、抑留者問題の全資料を早急に入手・検証し、実態の全貌を明らか

第九十六回国 参議院 法務委員会 会議録 第六号

昭和五十七年四月一日(木曜日) 午前十時五分開会

委員の異動

四月一日 補欠選任 山中 郁子君 宮本 頼治君

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 一弘君

理事 平井 卓志君 円山 雅也君 寺田 熊雄君 小平 芳平君

委員

白井 壯一君 戸塚 進也君 中田 一郎君 真鍋 賢二君 八木 一郎君 小谷 守君 中山 千夏君

國務大臣

法務大臣 坂田 道太君

政府委員

法務大臣官房長 寛 榮一君 法務大臣官房副官長 河上 和雄君 計課長 千種 秀夫君 法務大臣官房司 中島 一郎君 法務省民事局長 前田 宏君 法務省刑事局長 鈴木 義男君 法務省矯正局長 谷川 源君 法務省保護局長 柳川 俊二君 法務省監務局長

法務省人権擁護局長 鈴木 弘君 法務省入国管理局長 大鷹 弘君 公安調査庁長官 鎌田 好夫君 国税庁調査査察部長 岸田 俊輔君 最高裁判所長官代理人 梅田 晴彦君 最高裁判所事務総局長 川崎 義徳君 最高裁判所事務局長 奥村 俊光君 最高裁判所事務最高裁判所事務総局行政局長 岩村 英一君 総局行政局長 岩方 重威君

最高裁判所長官代理人

最高裁判所事務局長

最高裁判所事務最高裁判所事務総局行政局長

事務局長 常任委員会専門員

警察庁刑事局捜査第二課長 岩方 重威君 法務大臣官房警務課長 岩方 重威君 法務省法務総合研究所副所長 石川 弘君 法務省主税局税制第一課長 流島 義光君 大蔵省証券局長 松野 允彦君 本市場課長 神谷 和郎君 郵政省郵務局長 配課長

本日の会議に付した案件

○昭和五十七年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)昭和五十七年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)昭和五十七年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について(法務省所管)

○委員長(鈴木一弘君) たいだいまから法務委員会

を閉会いたします。 委員の異動について御報告いたします。 本日、山中郁子君が委員を辞任され、その補欠として宮本頼治君が選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 昭和五十七年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、法務省所管を議題といたします。

坂田法務大臣から説明を求めます。坂田法務大臣(坂田道太君) 昭和五十七年度法務省所管予算の内容について、概要を御説明申し上げます。

昭和五十七年度の予定経費要求額は、三千五百九十五億四百六十六万円であります。これを前年度予算額三千四百三十億七千五百四十四千円と比較いたしますと、百六十四億三千三百六十一万六千円の増額となっております。

その内訳を大別いたしますと、人件費百六十五億三千五百六十六千円の増、一般事務費二十一億五千五百二十八万五千円の増、施設費二十二億五千七百二十七万五千円の減となっております。

まず、増員について申し上げますと、第一に、検察庁において、専務官百人が増員となっております。その内容は、まず、特殊事件処理体制の充実を図るため、専務官三十人が増員となっております。また、財政経済、公安労働、国際犯罪等の事件処理体制の充実強化及び公判審理の適正迅速化を図るため、合わせて専務官七十人が増員となっております。

第二に、法務局において、専務官百六十七人が増員となっております。その内容は、まず、登記事務の適正迅速化を図るため専務官百五十八人が増員となっております。また、国の利害に關係のある争訟事件処理の充実を図るため専務官六人、人

権侵害事件処理の充実を図るため専務官三人がそれぞれ増員となっております。

第三に、刑務所において、保安体制の充実を図るため看守九十六人、医療体制の充実を図るため看護士(婦)十人が、それぞれ増員となっております。

第四に、非行青少年対策の充実強化を図るため、関係職員三十人が増員となっております。その内容は、少年鑑別所の観護体制の充実のため職員十三人、保護観察所の直接処遇の強化のため保護観察官十七人でありました。

第五に、地方入国管理局において、難民認定事務処理体制の確立並びに在留資格審査業務等の適正迅速化を図るため、入国審査官十八人が増員となっております。

第六に、被検活動調査機能の充実強化を図るため、公安調査官二十一人が増員となっております。

なお、前述の増員の中には、部門間配置転換による振替増員として、法務局の登記事務職員に十一人、保護観察官及び入国審査官に各一人の計十三人が含まれております。

増員の内容は以上のとおりであります。御承知のとおり、昭和五十六年九月の閣議決定に基づき、「定員削減計画(第三次)の実施について」による昭和五十七年度定員削減分として、四百四十三人が削減されることとなりますので、差し引き一人の定員減となるわけであります。

次に、一般事務費につき、それぞれ前年度予算と比較しながら御説明申し上げますと、まず、全体としては、前年度に比較して、旅費額が一億四百六十九万七千円の増額、庁費額が十八億二千九百六十四万六千円の増額、その他物件費が二億二千九百四十四万二千円の増額となっております。

以下、主要事項ごとに御説明申し上げます。

○政府委員(谷川輝君) 足りているか足りてないかということになりまして、本当に一生涯命に掛けてクースを抱えて動き回ってくださっておられる保護司の先生方の実費弁償には十分でない、足りてないというふうに申し上げざるを得ないわけでございます。

○寺田雄雄君 局長がやはり不足をお認めになつたわけですから、これは現場の方々、現場で働いていらっしゃる方々の訴えと一致しているわけでありませぬ。やはりいまの財政難のもとで大変なな方も御苦労だと思えますけれども、なおこの保護司の処遇、更生施設委託費の増加、恵まれないところであつたおっしゃるひたむきな情熱でがんばつておられる方々のためにも、やはり予算の獲得に精いっぱい努力をしてみたいと思つておりますが、いかがですか。

○政府委員(谷川輝君) 大臣の方からも御命令ございまして、私も事務当局一生懸命にやりまして、保護司さんの実費弁償費の値上げ、増額と申しますが、それから更生保護会におきまして、実際に収容者を扱つておられます、たとえ民間団体であっても私どもに協力してござつておられる保護会の委託費、補助金、そういうものを少しも増額しようというところで、今回の予算の上でもそれなりの努力をいたしました増額をお願いしておるわけでございます。

もちろん、それでは実際の現在の複雑な困難を加えておるそういう対象者の処遇、それから近時の物価高、そういうものからいまして十分ではないと思つて、今後とも国家財政の許す範囲内で、精いっぱい努力を尽くしていく所存でございます。

○寺田雄雄君 次に、国の利害に關係のある令徴事件についてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(柳川俊二君) 国の利害に關係のある争訟につきましては、一つの争訟の形としましては、国または行政庁が当事者となる事件が一つございまして、それからもう一つの類型といたしまして、地方公共団体あるいは公法人、これが当事者となる事件があるわけでございます。これを私どもは権限法七条事件というふうに申しておるわけでございます。

前者の方、つまり国または行政庁が当事者となつておる事件につきましては、事件の受理状況、既済状況を申し上げますと、昨年一月から十二月までの統計によりますと四千三百二十七件の新受がありまして、既済が四千二百九十件、未済事件が八千五百五十件でございます。また、後者の権限法七条の關係の事件につきましては新受が百七十六件、既済が二百八十八件、未済が七百七十九件となつております。合計いたしますと、現在おこる未済事件九千二百五十件という数になつておるわけでございます。

○寺田雄雄君 それから七条事件あるいは国または行政庁が当事者または参加人となつておる事件、これはどういふ事件が多いのでございましょう。千差万別だらうと思つても、そこにおのずからやはり特色等が主だった事件とかいふものがあるでございましょう。そういうものをちよつと御説明願えますか。

○政府委員(柳川俊二君) 国または行政庁が当事者または参加人となつておる事件といたしましては、主なものは大蔵省關係の事件が多いわけでございます。そのうち一番多いのが租税關係の事件、それから固有財産關係の事件、こういふたよりなものが多いように思われます。そのほか主だった事件といたしましては、防衛施設庁あるいは防衛庁關係の絡んだ地理府がらみの事件というよりなものもかなり数がございます。

先生御承知のように、最近では公害關係の訴訟につきまして国を相手として國家賠償の請求をするというよりな事件も多々見受けられまして、そういう事件につきましては、新しい法律問題が出てまいりますので、そのたびに私ども十分検討しながら訴訟に対処しているというのが現状でございます。

○寺田雄雄君 次に、公安調査庁の活動状況、これは破壊活動防止法に基づいて御活動になつておられるというところはわかるんですが、余りマスコミで書き立てられるというところもないし、それから私どもの目の前にいるような活動が見えらるかというところもないし、どのような活動をしておられるのかよくわかりません。

また、長官以下のスタッフが私どもの目の前にあらわれていろいろ御説明をくださる機会もないし、きょうは予算の審議でありますので、年に一回の予算審議ということになります。予算書をおひもとくと百十億という巨費を使つていらつしやるというところがあります。具体的にどういふ活動をしていらつしやるのか、またその成果はどうかというよりな問題で、わかりやすく御説明をいただきたいと思つております。

○政府委員(藤田好夫君) 御指摘のように、公安調査庁は、破壊活動防止法に基づきまして、同法で規定するいわゆる破壊的団体に対する規制処分等の請求に備へまして、同法で定める暴力的破壊主義活動を行う疑いのある団体に対する調査を行つて、規制請求をするための証拠等の収集に努めておるというところでございまして、

○寺田雄雄君 結論は大体わかたつたけれども、その破壊活動を行う団体というのは、ちよつとあなたの方としては言にくいだらうけれども、大体幾つくらいを対象にしておられるんです。

○政府委員(藤田好夫君) 現在はいわゆる左翼系統といたしまして七団体、右翼系統といたしまして八団体程度を調査の対象として推進しております。

○寺田雄雄君 左翼七団体、右翼八団体ですか。

○政府委員(藤田好夫君) はい、さうでございます。

○寺田雄雄君 その個々の名称、団体名は言つていただけますか。

○政府委員(藤田好夫君) 現在、公的に申し上げることはいかがかと思つておられますが、二、三申し上げますと、左翼関係としましては日本共産党、大日本朝鮮人挺身隊等でございます。右翼団体といたしましては護国団、大日本愛国党等八団体でございます。

○寺田雄雄君 最近、これは人の見方によりまして、右翼の活動がだんだん目立つてくるようになっておりました。私ども、戦前の政治が次第にきな臭く戦争の方向へと音を立てて動き始めますと、軍と右翼とが結んでそういうふうな雰囲気といふものが傾向を非常に強化していくという事態が現実になつたわけでありまして、いま果たして戦前のそういう状況に似ておるかどうか、これは見る人により傾向を持っております。しかし右翼が暴力的な方面にあつた方々の十分な調査活動というものを望みたいと思つておられます。

○寺田雄雄君 そういう調査活動の成果というものは、あなたの方だけで保存されるわけですか。それをどういふふうにお使いになるんですか。もちろん、破壊活動が現実に行われれば、これは当然直前の手でこれをきつと押さえないならぬけれども、恐らくその一歩手前であつた方の調査というものは多くのものがあつたらうと思つておられます。そういう調査結果というものはどういふふうにお話し用になるんです。

○政府委員(藤田好夫君) 御指摘のように、調査活動の推進の過程でいろいろな情報が入つてまいります。その中で、さしあたり規制の請求に直接関連はしないけれども、治安の維持に重要であるという情報もございます。それらにつきましまして、関係機関とすれば協議いたしておるわけで、その機会にそれらの機関に流しまして、それらの担当機関の方で処理していただくという取り扱いをいたしております。

○寺田雄雄君 これは反対の、いわゆるニニール

第四百十六回 参議院法務委員会 會議録第八号

平成十一年十二月二日(木曜日) 午前十時二分開会

委員の異動

十二月一日 阿部 正俊君 補欠選任 森田 次夫君

十二月一日 竹山 裕君 補欠選任 藤山 裕君

十二月一日 中島 眞人君 補欠選任 中曾根弘文君

十二月一日 許任 中曾根弘文君 補欠選任 中島 眞人君

出席者は左のとおり

委員長 風間 親君 理事 北岡 秀二君 塩崎 華久君 竹村 泰子君 魚住裕一郎君 平野 貞夫君

委員 岩崎 純三君 佐々木知子君 中島 眞人君 服部三男君 森田 次夫君 藤山 裕君 江田 五月君 小川 敏夫君 角田 義一君 橋本 敦君 福島 瑞穂君 中村 敦夫君 松田 岩夫君

衆議院議員 橋本 敦君 杉浦 正健君 中井 治君 遠増 拓也君 上田 勇君 北村 哲男君 上田 勇君

修正案提出者 修正案提出者 修正案提出者 修正案提出者

国務大臣 法務大臣 白井日出男君 山本 有二君

政務次官 法務政務次官 加藤 一字君

事務局 常任委員会専門員 加藤 一字君

政府参考人 警察庁長官 関口 祐弘君 警察庁長官官房 石川 重明君 警察庁刑事局長 林 則清君 警察庁警備局長 金重 凱之君 法務大臣官房長 但木 敏一君 法務省刑事局長 松尾 邦弘君 公安調査庁長官 木藤 繁夫君

本日の会議に付した案件 ○政府参考人の出席要求に関する件 ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案(衆議院提出) ○サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(橋本敦君外一名発議) ○委員長(風間親君) ただいまから法務委員会を

開会いたします。委員の異動について御報告いたします。昨日、阿部正俊君及び竹山裕君が委員を許任され、その補欠として藤山次夫君及び森山裕君が選任されました。

○委員長(風間親君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に警察庁長官関口祐弘君、警察庁長官官房長石川重明君、警察庁刑事局長林則清君、警察庁警備局長金重凱之君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(風間親君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(風間親君) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案、特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案及びサリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。

最初に、法務大臣にお伺いいたします。この無差別大量殺人行為を行った団体規制法でございますが、参考人の御意見あるいは関係議員の質問の中にも憲法上のさまざまな議論がございます。そうした点を踏まえまして、この法律の存続期間について衆議院の方で修正があるんです。当初の法務省案では存続期間について規定が全くございませんでした。さまざまな憲法の議論

があるとしても、しかし実際上社会の不安、混乱が起きて地域紛争が起きているという状況にかんがみて、民主党は修正案とともに賛成に回っておるわけです。ただ、今のこの社会の混乱状況、具体的にこの法律が適用される団体はこれまでに明らかになつた事実ではオウム真理教しかないという状況でございますが、そういう社会の混乱状況、不安状況というものがなくなつた後もこの法案は存続するということはお考えなんでしょうか。あるいはそういう必要性がなくなれば速やかにこれを廃止法案を提出してこの法律を廃止させる考えであるのか、そこら辺について大臣の基本的なお考えをお聞かせいただきたいと思つております。

○国務大臣(白井日出男君) 衆議院における修正によりまして本法案の見直しに関する附則が設けられたわけでございまして、本法案が成立をいたしました後、施行の日から起算して五年ごとに、この法律に基づく規制処分の実効性や規制対象団体の危険な要素の消長など、この法律の施行状況やいわゆるテロ対策等について検討が加えられまして、その結果に基づいてその見直しについて国会において十分を御議論がなされるものと考えております。したがって、御指摘のような事態につきましても、国会において適切な対応がなされるものと思っております。政府といたしましても、国会の御議論に資するため、国会報告等について十分な情報を提供してまいりたい、このように考えております。

は、私は非常に理解できない。

こういう率直な印象、感想を持つわけでござい  
ますが、時間が二十分しかありませんので、簡単  
に御所見を聞きたいと思ひます。

○橋本敬君 簡単に答えることが難しい御質問を  
たくさんいただいたんですが、まず第一の破防法  
を嫌いだ、こうおっしゃいますが、好き嫌いで  
なく、破防法自体を私は憲法違反の法だ  
と考へておられますから、オウムに対  
する規制あるいは犯罪防止という点でも、破防法  
を使わないで住民の期待にこたえてやれる方法と  
いうことで検討したということでございます。

そういう意味で、先ほどおっしゃいました、そ  
れじゃ警察を使うということはどうか、こういう  
問題になってまいります。公安委員会の判断とい  
うことが、確かに今御指摘があったように、準司  
法機関でないという御指摘もその意味で一つの御  
指摘かと思つて何つております。

この公安委員会について、私どもは政策的には  
準司法機関に近い構成と判断ができるような改革  
が必要であるという政策提議もしておりますが、  
現在はそうなっておりませんので、それは仕方が  
ないので、今後の課題でございませうけれども、公  
安委員会の判断ということで一応チェックをする  
ということと同時に、不服申し立てができるとい  
うことを設けておられますので、その点のバランス  
はとれるかと思つておるわけでございませう。

それからもう一つ、私どもの方は政府案と違ひ  
まして警察法二十三条の規定に基づきまして、暴  
力団対策は刑事警察の所管でございませうから、そ  
ういう意味で、私どもはこのオウム集団というの  
は暴力団以上に極めて危険な、極めて悪質な暴力  
団だということに規定して、単なる宗教団体と見  
れないという側面も持つておられますので、そん  
な意味で刑事警察をこの任に当たらせるといふこ  
とは適当と考へました。

ただし、委員御指摘のように、警察については、  
諸方事件もあり、神奈川県警事件もあり、現実に  
重大な反省をしていただいて、そして国民の立場

に立つて公益の立場で仕事をしていたただかきや  
ならぬ、こう考へております。

最後に、この日本共産党案でいくならば警察団  
家になるのではないかと御指摘でございませう  
が、私は政府案こそ、破防法を援用しながら危  
険な民主的運動に対する規制を一層広め、権限  
を強化して、そういう意味では危険な監視体制が  
つくられるのではないかと考へておられますとい  
うことを私どもは決して考へておりませうとい  
うことでございます。

○平野貞夫君 要するに、共産党案の立法構成と  
いいますが、それはやっぱり破防法に対する、私  
らから言へばねじれたとらえ方、共産党さんの方  
から言へばそれは遠慮の法律だという、そこ  
のところに原因があると思ひます。したがつて、  
破防法の議論に若干入らざるを得ないと思ひま  
す。

公安調査庁長官にお尋ねしますが、平成元年の  
二月に衆議院の予算委員会で不敬委員長が、共産  
党が破防法の調査対象団体になっていることにつ  
いて質問してありますが、今日でも調査対象団体で  
しょうか、国民の多くはまさかと思つておるんじ  
やないかと思ひますが、その点についてお答えい  
ただきたいと思ひます。

○政府参考人(木藤繁夫君) 御指摘の点につきま  
しては、今日でも調査対象団体でございます。  
○平野貞夫君 その理由はどのようございませう  
でございますか。

○政府参考人(木藤繁夫君) 日本共産党は、昭和  
二十六年から二十八年ごろにかけまして、全国各  
地で暴力主義的破壊活動を行った疑いのある団体  
でございまして、将来暴力主義的破壊活動を行う  
危険性が現時点で完全に除去されているとは認め  
がたいことから、引き続き調査を行う必要がある  
と考へているものでございませう。

○平野貞夫君 この平成元年の衆議院の予算委員  
会の議論の中で、いわゆる敵の出方論ということ  
を当時の石山長官が説明して、  
いわゆる民主社会主義に基づいてあくまで議会

主義を貫いて平和的な革命を行われるという政  
治志向を持っておられるのか、あるいは時と場  
所により敵の出方、つまり権力側の出方によつ  
て是非平和的な手段にも訴へることがあるのか、  
この辺が十分に解明できておりませうか、  
二十年、三十年の問題ではなくて、遠い将来共  
産党が政権近しと思われれる時分になりませう  
はという方向に出られるかをお察念でござい  
ますので、調査を継続しているわけでござい  
ます。

○政府参考人(木藤繁夫君) 基本的には同じ考へ  
方をとつておるわけでございませう。  
○平野貞夫君 橋本先生にお尋ねしますが、共産  
党の綱領では、先ほど先生がおっしゃったことと  
同じことだと思ひますが、破壊活動防止法や公安  
調査庁など国民の権利を侵害する弾圧法令、弾圧  
機関の撤廃を要求するということが綱領に書かれ  
ていますが、この方針は今でもそういうお考へで  
ございませうか。

○橋本敬君 先ほど公安調査庁長官が答弁があ  
つた問題については、私は断固たる抗議を申し上  
げておきたいと思ひ、そのこと自体が破防法の  
明白な憲法違反性を示しておる。今日、我が党が  
とつている国会及び国民の中で広く民主的運動  
を通じ、国民の選挙で示された意思を通じて政治  
の改革を求めていくという方針について、全く許  
しがたい独断的判断をしていると言わざるを得な  
いと思ひます。

平野議員の今御指摘にございませうが、私ども  
の党綱領で、おっしゃる通りに、「党は、国民の民  
主的権利の拡大のためにたかひ、破壊活動防止  
法や公安調査庁など国民の権利を侵害する弾圧法  
令、弾圧機関の撤廃を要求し、軍国主義と権利抑  
圧のための立法に反対する」と規定してござい  
ますから、我々の行動としては、日本の民主的  
な前進のためにこの破防法はいずれ撤廃すべき  
ものであるという立場で運動を進めていく決意で

ございませう。  
○平野貞夫君 破防法は憲法違反だ。そして、  
サン等防止法改正で団体規制の法律を出される  
なら、破防法廃止法案というものを共産党は出  
して、そこでつじつまというか一貫性をつくるべき  
ではなかつたかという思いを私は持つておりま  
す。これは答弁は要りませう。  
そこで、公安調査庁長官にお尋ねしますが、最  
近、共産党は各種の選挙で勢力を著々と拡大され  
ており、先般の高知県知事選においても共産党が  
中心になって橋本大二郎知事を当選させたわけで  
ございませう。例えば、本国会でも国会運営で民主  
党、社民党とともに三党の国会共同というの非  
常に成果を上げておられますし、共産党が政権に参  
加する時期というのはひよつとしたら来年あたり  
あるんじゃないかという想定を私はしておるん  
です。私の自由党でも小沢党首は時々、理念と政策  
が一致すれば共産党とも国家国民のために協力す  
るという発言をして、私ははらはらしているん  
です。

○平野貞夫君 破防法は憲法違反だ。そして、  
サン等防止法改正で団体規制の法律を出される  
なら、破防法廃止法案というものを共産党は出  
して、そこでつじつまというか一貫性をつくるべき  
ではなかつたかという思いを私は持つておりま  
す。これは答弁は要りませう。  
そこで、公安調査庁長官にお尋ねしますが、最  
近、共産党は各種の選挙で勢力を著々と拡大され  
ており、先般の高知県知事選においても共産党が  
中心になって橋本大二郎知事を当選させたわけで  
ございませう。例えば、本国会でも国会運営で民主  
党、社民党とともに三党の国会共同というの非  
常に成果を上げておられますし、共産党が政権に参  
加する時期というのはひよつとしたら来年あたり  
あるんじゃないかという想定を私はしておるん  
です。私の自由党でも小沢党首は時々、理念と政策  
が一致すれば共産党とも国家国民のために協力す  
るという発言をして、私ははらはらしているん  
です。

○平野貞夫君 橋本先生にお尋ねしますが、今  
の長官の答へ、それから現実にかつての共産党と  
違つて、私たちが共産党と国会運営でいろいろ協  
力したこともありますが、いつまでもこう  
いうことでは、あいまにいたしません、いわば終  
戦直後の問題をいつまでも引きずつておくとい  
ふことは、私はこれは日本の国にとってよくないこ

○平野貞夫君 橋本先生にお尋ねしますが、今  
の長官の答へ、それから現実にかつての共産党と  
違つて、私たちが共産党と国会運営でいろいろ協  
力したこともありますが、いつまでもこう  
いうことでは、あいまにいたしません、いわば終  
戦直後の問題をいつまでも引きずつておくとい  
ふことは、私はこれは日本の国にとってよくないこ

○平野貞夫君 橋本先生にお尋ねしますが、今  
の長官の答へ、それから現実にかつての共産党と  
違つて、私たちが共産党と国会運営でいろいろ協  
力したこともありますが、いつまでもこう  
いうことでは、あいまにいたしません、いわば終  
戦直後の問題をいつまでも引きずつておくとい  
ふことは、私はこれは日本の国にとってよくないこ

○平野貞夫君 橋本先生にお尋ねしますが、今  
の長官の答へ、それから現実にかつての共産党と  
違つて、私たちが共産党と国会運営でいろいろ協  
力したこともありますが、いつまでもこう  
いうことでは、あいまにいたしません、いわば終  
戦直後の問題をいつまでも引きずつておくとい  
ふことは、私はこれは日本の国にとってよくないこ

○平野貞夫君 橋本先生にお尋ねしますが、今  
の長官の答へ、それから現実にかつての共産党と  
違つて、私たちが共産党と国会運営でいろいろ協  
力したこともありますが、いつまでもこう  
いうことでは、あいまにいたしません、いわば終  
戦直後の問題をいつまでも引きずつておくとい  
ふことは、私はこれは日本の国にとってよくないこ

衆議院議員河村たかし君提出公安調査庁に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「事実はなかったものと考えている」との記述は、事実はなかったと判断しているという趣旨である。

一の2について

お尋ねの「①から③以外」が何を指すのか明らかでなく、お答えすることは困難である。

一の3及び4について

公安調査庁においては、公安調査庁の職員の重大な違法行為の可能性が指摘されたことにかんがみ、内部調査を実施したが、その調査時期は、御指摘の記事の発表の前である。

一の5及び6について

公安調査庁としては、御指摘の記事に関し、公安調査庁の職員が「法的手段」をとった事実があるとは承知しておらず、また、その理由についても承知していない。

二の1について

に、情報保全に関する研修を実施するなど、秘密保全対策の徹底に努めており、御指摘のように「外国情報機関によつて浸透されている」というようなことはないと認識している。

四の3及び4について

お尋ねについては、公安調査庁の調査の具体的内容にかかわる事柄であり、お答えを差し控えたい。

五の1について

朝鮮総聯は、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に基づき調査対象団体である。

五の2について

朝鮮総聯は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百七十七号）に基づき調査対象団体ではない。

五の3から5までについて

公安調査庁としては、朝鮮総聯の前身組織である在日朝鮮統一民主戦線が、これまでにダイナマイト、火炎びん等を使用して傷害や放火を引き起こすなど暴力主義的破壊活動を行った疑いがあるものと認識しており、北朝鮮とも密接な関係を有していることから、今後の情勢いかんによつては、将来、暴力主義的

475

平成十九年七月三十一日提出  
質問第四七五号

公安調査庁に関する質問主意書

提出者 河村たかし

1 英国の対外情報機関であるS I S (M I 6) などにおいてすら、その組織中枢に旧ソ連のスパイが浸透していたことなどが一般に広く知られている。公安調査庁は過去、その組織中枢を外国の情報機関等によって浸透されたことがあるか。

2 公安調査庁が現在、外国情報機関によって浸透されている蓋然性は存在するか。それとも、そのような蓋然性は皆無なのか。皆無だとしたらそう断定できる根拠は何か。

3 緒方元長官が、他国の情報機関の工作対象となり、これに取り込まれた可能性について、公安調査庁は検討しているか。

4 検討していないとすればなぜか。

#### 五 朝鮮総連に対する評価について

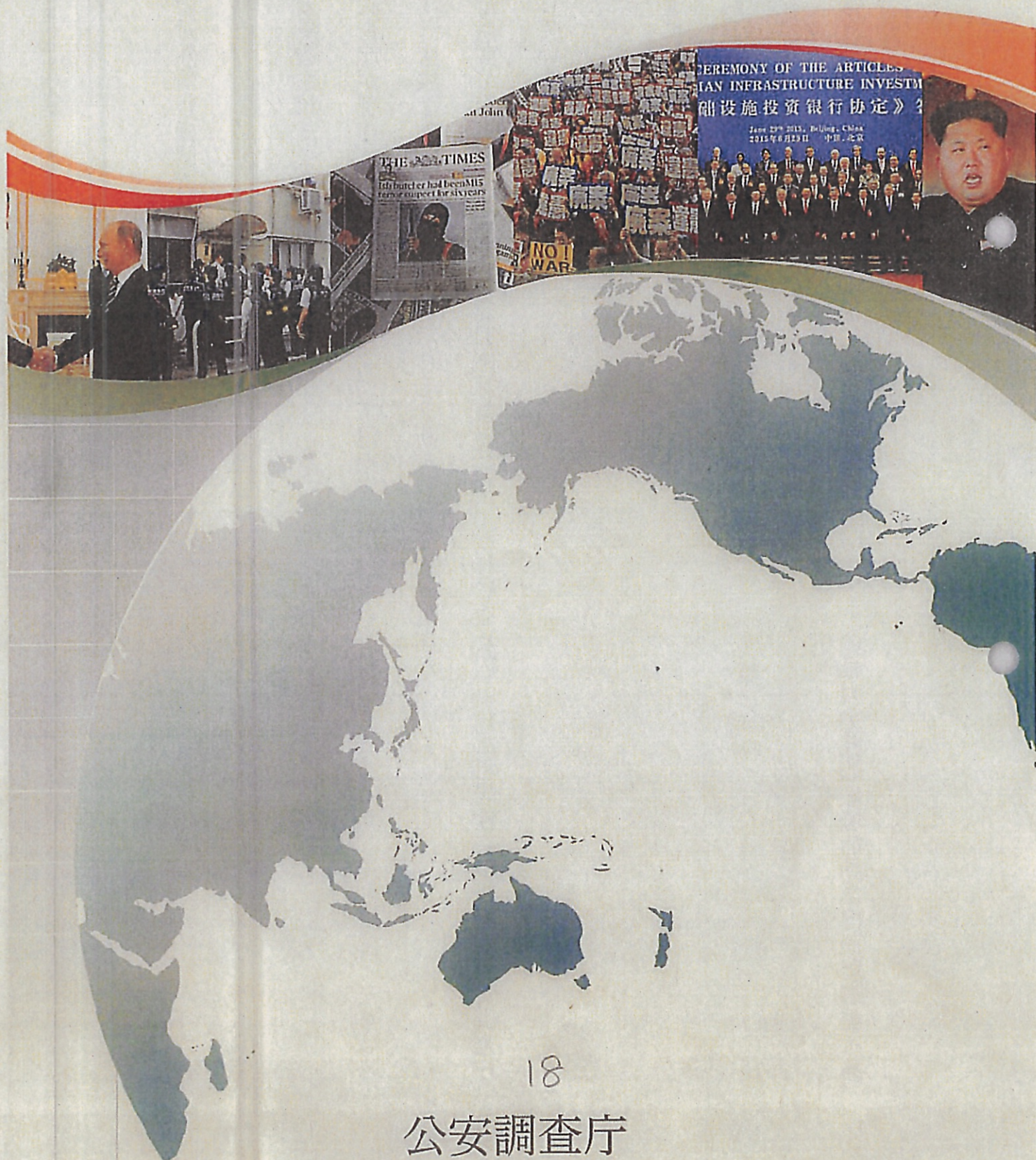
1 朝鮮総連は、破壊活動防止法上の調査対象団体か。

2 朝鮮総連は、団体規制法上の調査対象団体か。

3 朝鮮総連あるいはその前身組織が、過去、破壊活動防止法上の暴力主義的破壊活動を行った事実はあるか。

平成28年(2016年)1月

# 内外情勢の回顧と展望



## 国内情勢4

## 4 共産党



## 4 安倍政権との対決姿勢を強調し、存在感をアピールした共産党

## 統一地方選で「政権への不安や怒りを強める国民」から支持を得たと評価

共産党は、第3回中央委員会総会（1月）において、総選挙（平成26年〈2014年〉12月）の議席増（8→21）を踏まえ「本格的な『自共対決』の時代の到来」と強調した上で、次期国政選挙目標を「比例代表選挙で『850万票・得票率15%以上』」と決定した。4月に実施された統一地方選挙については、同総会で「（国政選挙の）新たな目標の達成にむかう第一歩の選挙」と位置付け、県議席のない7県（栃木、神奈川、静岡、愛知、三重、滋賀、福岡）の克服などを目標とした上で、選挙戦では「安倍政権の『海外で戦争する国づくり』に痛打を与える審判を下そう」と呼び掛け、党への支持を訴えた。その結果、前述の7県議選で議席を獲得したのを始め、前回選挙比で130議席増加させた。

同選挙結果について共産党は、「非改選も含めて47都道府県すべてに党史上初めて議席を確保することができた」、「安倍政権の暴走へ不安や怒りを強める多くの国民に共感と支持を広げた」（以上、4月の志位和夫委員長の記者会見）と評価した。

第18回統一地方選挙の共産党の獲得議席

種別	今回議席	前回議席	増減
道府県議	111	80	31
政令市議	136	99	37
特別区議	128	121	7
一般市議	672	627	45
町村議	292	282	10
合計	1,339	1,209	130

## 国会では「暴露文書」による独自追及や野党共闘で存在感を誇示

共産党は、平和安全法制関連法案を「戦争法案」と決め付け、「党の総力をあげてたたかいぬく」（1月の国会議員団総会）との方針の下、国会論戦（8月、9月の参院平和安全法制特別委員会）では、防衛省の内部文書とされる資料を提示し、「法案の成立を前提に部隊の編成計画まで出ている。絶対に許されず、法案を撤回すべき」などと主張した。

また、同法案の可決・成立（9月）の当日に第4回中央委員会総会を開催し、超党派の団体・個人による共闘や次期国政選挙での野党間の選挙協力を柱とする「戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府」の樹立を呼び掛ける提案を発表

した。その後、他野党との共闘に向けて、民主党や社民党などと相次いで党首会談を実施し（9月）、同提案の実現に向けた協力を働き掛けるなど、野党間で主導的な役割を果たす党の姿勢を誇示した。



民主党の岡田代表と会談する志位委員長  
（9月26日付け「しんぶん赤旗」）

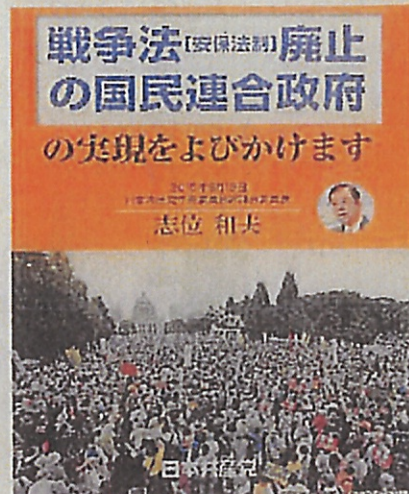
## 参院選を見据え、無党派・青年層への支持拡大を図る中で、連携姿勢をアピール

共産党は、6月の幹部会において、「戦争法案阻止・党勢拡大運動」（期間：6月～9月末）を提起し、平和安全法制関連法案反対運動の盛り上げを図りつつ、次期参院選に向けた支持・党勢拡大活動を推進した。同法案反対運動では、無党派・青年層の運動に着目し、「政党として連携し、さまざまな形でサポートする」（7月の志位委員長の記事）として、志位委員長ら国会議員が学生団体「SEALDs」（自由と民主主義のための学生緊急行動）などが主催する集会に参加し、「安倍政権をみんなの力で打ち倒そう」と呼び掛け、無党派・青年層などとの連携姿勢をアピールした。また、党の国会論戦のダイジェスト版DVDを視聴する「集い」などに参加した青年・学生などに対して、各地で党員が、入党や「しんぶん赤旗」購読を働き掛けた。

こうした中、10月に開催した幹部会では、「国民連合政府」の実現や参院選での躍進に向けて、従来の党支持者の枠組みを越えた幅広い団体・

個人を対象とした対話・宣伝活動に取り組むよう督励し、各地で党員が「国民連合政府」の実現を呼び掛けるリーフレットを活用した宣伝活動を展開した。

共産党は、平成28年（2016年）の参院選に向けて、引き続き、「国民連合政府」の実現を呼び掛けながら、無党派・青年層などへの支持・党勢拡大活動を推進するものとみられる。



「国民連合政府」の実現を呼び掛けるリーフレット

## コラム

### 55年前の政府構想と同様の「国民連合政府」構想

「国民連合政府」の党綱領上の位置付けについて、志位委員長は記者会見（9月）で、「[さしあたって一致できる目標の範囲]での統一戦線の政府」に当たると説明している。また、「国民連合政府」が実現した場合の日米安保条約への対応について、「政権として廃棄を目指す措置はとらない」と述べる一方で、「党としては、日米安保条約廃棄という大方針を一貫して追求する」と述べており（10月の記者会見）、党綱領路線を変更したわけではない。

そもそも共産党は、「60年安保闘争」直後の昭和35年（1960年）7月にも、名称は異なるものの、安保反対の政府構想を提唱している。当時の提唱について、共産党は、「民

主勢力が安保反対の目標では一致できるという当時の情勢のもとで、当面の中心目標にもとづく統一戦線政府の方向を明らかにした、画期的な提唱でした」と自画自賛している（『日本共産党の八十年』など）。今回の提唱は、55年前の政府構想の焼き直しと言える。

共産党が今回の構想の先に見据えるのは、「民主連合政府」による「民主主義革命」を経て「社会主義をめざす権力」を作り、最終的に「社会主義・共産主義の社会」を実現することである。同党が、こうした綱領路線を堅持する「革命政党」（6月の幹部会決議）であることに変わりはない。

第九十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十四号

昭和五十七年四月二十日(火曜日) 午前十時十一分開議

地方行政委員会 岡田 純夫君 調査室長

出席委員

- 委員長 中山 利生君
- 委員 工藤 殿君 豊田 典谷 誠君
- 星野 宮下 創平君 星野 安田 貞六君
- 佐藤 敬治君 星野 公本 幸男君
- 大隅 敏雄君 星野 青山 丘君
- 池田 淳君 白井日出男君
- 小澤 深君 片岡 清一君
- 北川 石松君 久間 章生君
- 左藤 恵君 塩谷 一夫君
- 竹中 修一君 地崎宇三郎君
- 中村 弘海君 加藤 万吉君
- 細谷 治嘉君 武田 一夫君
- 部谷 孝之君 岩佐 恵美君
- 三谷 秀治君 小杉 隆君
- 田島 衛君

出席国務大臣

- 自治大臣 世耕 政隆君
- 国家公安委員長

出席政府委員

- 警察庁長官 三井 楯君
- 警察庁長官官房長 金澤 昭雄君
- 警察庁刑事局長 安部 守正君
- 警察庁警備局長 山田 英雄君
- 消防庁長官 石見 隆三君

委員外の出席者

- 警察庁警務局長 与摩生課長 福永 英男君
- 厚生省年金局長 山口 剛彦君
- 金課長 景山 弘君
- 会計検査院事務官 第二局審議官

第一類第二号 地方行政委員会議録第十四号 昭和五十七年四月二十日

委員の異動  
四月二十日  
辞任 白井日出男君 久間 章生君  
田島 衛君 小杉 隆君  
同日 辞任 久間 章生君 白井日出男君  
小杉 隆君 田島 衛君  
同日 補欠選任 白井日出男君 田島 衛君

本日の会議に付した案件  
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

○中山委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本幸男君。  
○松本(幸)委員 たいいま議題となりました警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、若干御質問を申し上げます。  
今回の改正によりまして、これらの法律に基づいて受けられるものは現に受けている傷病年

金、障害年金または遺族年金を担保として、国民金融公庫あるいは沖繩振興開発金融公庫から、いわゆる不時の出費の場合に金を借りることができるといふことでありまして、このこと自体は大要結構なことだと思います。  
まず第一番目に、さわめて単純素朴な質問であります。この年金担保貸付制度というのは、まず恩給から始まりまして共済年金、厚生年金、国民年金、労災保険給付といったぐあいに逐次実施をされてまいりました。資料によりますと、昨年の十一月一日から実施されたものが多いようですが、法の改正によってこれらのものにも担保貸し付けが行われることになったわけでありまして、同じような年金を担保にして小口の資金を借りることができるといふ制度、これが、なぜこのようにかなり時期がずれた形ではばらばらに行われるのか。同じような趣旨の法律でありますので、一定の時期にやることが望ましいと思っておりますが、これはどうしてこういうふうにはばらばらになってしまったのか。  
いわゆる国の省庁のセクトといひましようか。制りといひましようか、そういうことの影響がこういふところにあつてきていて、これはないか。という感じもいたしますし、同じような法律が他の省庁で準備をされている段階で警察庁はそれらの法案の準備をしないといふことは、多少怠慢のそしりを免れないのではないかと、そういう気もするわけでありまして、その辺のことにつきましてまづ伺ひたいと思ひます。  
○金澤政府委員 お答えをいたします。従来からこの給付の性格にかんがみまして、国家公務員の公務員災害補償制度に準じて行つて行つて行つてやつてまいつておるところでございます。した

が、いまして、今回も、国家公務員災害補償制度が昨年改正になりまして十一月から発足をしたといふことでございますので、その状況を見まして、この警察官の職務に協力援助した者、それから消防の仕事を協力援助したという二つの法律を従来と同じような経緯で改正をしよう、こういうものでございます。  
○松本(幸)委員 論争いたしましたも水かけ論のような話になりますから、これ以上あえて申し上げませぬけれども、やる気になりさすれば同時に、同じような趣旨のものでありますから、当然これらの権利を受ける側の国民の立場からすれば、やはり時期がずれるといふことは必ずしも望ましいことではない、できるならば同じ時期に一致に、国民がひとしくそれらの権利が受けられるようにするといふことの方が好ましいと思つております。  
よいいなことですが、昨年は第二回調の第一次答申が行われまして、かなり関連のないような法律三十六本を一括して、いわゆる一括法案として提案をされて、一本の法律で処理をしたといふ経緯もあつたわけでありますから、当然もたになりまして法律はいろいろあるわけですから、結果的に年金を担保にしてお金を借りる、こういうことについては全く同一のものであります、そういう点からいいたしますと、やはり同時に進行されることが望ましいといふように考へるわけでありまして、今後、この種の事案は恐らく出てくるのではないかと考へられますので、そういう際には、ぜひ一年おくれといふようなことにならぬように十分御配慮いただきたいというように考へます。  
そこで、少し趣が違ひますけれども、これも根源的な考え方はやと同じではないかと思つておりますが、これは警察庁の關係ではございませ

ようか。

○山田政府委員 たいまお尋ねの日本共産党につきましても、民営を含めまして、いわゆる故の出版論に立ちました暴力革命の方針を捨て切っていないと私ども判断しておりますので、警察として、警察法に規定されます「公共の安全と秩序を維持する」という責務を果たす観点から、日本共産党の動向について重大な関心を払っておりまして、任意に御協力いただける方からは必要な情報収集活動を行っております。

○三谷委員 大要説明が、何といいますが、短絡的でありまして、ここでいまの暴力革命の問題について議論しますと大変長くなります。長くなりますが、たまた一つ申し上げておきますが、中国共産党がなぜ日本共産党を修正主義といつて非難をするのか。それは、中国共産党のように暴力をもって革命をやろうとしない、だから修正主義者だということで、これを批判、非難を加えまして、いま日中の両共産党間におきまして対立があるというところは、これはよく御承知だと思つて。

そういう事情は御承知の上で、そういう近強付会の議論をなさっておりますが、これについていまここで議論しますと時間が長くなりますからしませんが、私には、日本共産党についてどうかこうとかでなしに、個々の共産党員について人権を無視したそういうプライバシーの調査までなさるのでしようかということをお尋ねしたわけです。

○山田政府委員 先ほどお答えいたしました情報収集を行うにつきましては、適法、妥当な範囲で行つておるところでございます。

○三谷委員 大要説明が抽象的ですが、これも時間があるからそれ以上は聞きませんが、一つ具体的事例で申し上げますと、一年ほど前、去年の四月の二十八日でありまして、二時四十分ごろに、右翼団体の大日本朱光会というのが、約十名ほどでありましたが、車三台に分乗して、共産党本部前の路上から、警棒を振り回して本部建物へ乱入する事件がありました。この乱入を阻止し

ようとした本部勤務員飯田氏の左腕を殴打する、こういうふうなことを働いた事件があります。

ところが、加害者側の右翼団体大日本朱光会が、投げ飛ばされたとして、正当防衛を行ったわが方の関係者を告訴するということが起きました。

これを受けまして原宿署は、七月十五日に現場検証を行った上で、八月二十六日と九月二日の二回にわたりました、写真を見せたところ田畑さんを特定したのでといて、特定の本部職員任意出頭を求めてきた事件があります。

そこで、問題になりますのは、写真によって田畑さんを特定したという原宿署の遼山警備隊長代理の発言であります、この発言については遼山本人が認めておりますが、この発言を見ますと、共産党、この場合は本部に勤務する者であります、この写真をひそかに撮り続けておるといふスバイ活動を明らかに認めた点であります。つまり、写真を全部撮つておいて、それを見て特定をしたというわけでありまして、ほとんどの勤務員の写真がひそかに撮られて保管されておるといふことを証明するわけでありまして。

しかも、その不法に盗み取りしたものを右翼の暴力団に見せるという、いかに、やってきて暴行を働いた右翼暴力団に加担しておるような印象を与えておるわけでありまして、この場合、乱入を企てた右翼こそ取り締まるべきでありまして、これを放置して、阻止に当たつた党本部勤務員に任意出頭を命じて傷害容疑で取り調べるといふのは、筋が逆になつておるのではないかと私は思うわけでありまして。さっきのお答えを聞きますと、一般的に、共産党員であれば写真も撮るし、戸籍も調べるし、そしてそういう個人的ないろいろな関係も調べるのだということになるのでしょうか。

○山田政府委員 たいまお尋ねの事件につきましても、私どもの掌握している経緯を申し上げたいと思つておられます。

お尋ねのように、昨年の四月二十八日に、右翼

団体の大日本朱光会十人ぐらゐが街頭宣伝の妨り道に、二時三十五分ごろでございまして、三台の宣伝車で共産党本部の玄関前に至りまして、停止して共産党批判を始めたようございまして。その際に党本部から十人ぐらゐの方が出て、右翼は得れたいことを言つた経緯もございまして、右翼側も車からおりて双方口論になつてもみ合つたという事件であるようございまして。その際、物音がしますので、警戒のため原宿署員が二十名ぐらゐ出動しまして、現場に駆けつけて双方引き離して、当日、大日本朱光会員六人を任意同行して事情聴取を行い、捜査を開始したわけでございます。

その後五月一日に、党本部の方から全治一週間の診断書の提出とともに、右翼の暴行について告訴状の提出があつたわけでございます。そこで、右翼について取り調べましたところ、自分もやらされたというところで診断書の提出が五月三十一日ございまして、その際、確かにいまお尋ねのようになつて、この人にやられたのだということ、ただいまその人の出頭を求めておるわけですが、捜査に御協力いただけなければ今日に至つておるわけでございます。

ただ、捜査の関係で、面割りに使いました写真がどういふ経緯で——いまお尋ねのような、視察という経緯で撮られたというふうには承知しておらないわけでございます。

○三谷委員 共産党員がそれぞれの写真を警察署に提供して保管をしていただくというようなことはあり得ないわけですから、面割りでこれを確認するとしても、かなり膨大な写真が保管されていなければできないことでありまして。そうしますと、そういうことがございましておることを証明するわけでありまして、共産党員については、そういうことも何でもやりほうだいなんだというお考えなんですか。

○山田政府委員 情報活動自体について申し上げますれば、先ほどお答えしましたように、適法、

要当な範囲で行つておるわけでございます。ただ、いま右翼事件の関係で申し上げますれば、こうしたトラブルは再三四回党本部の前で起こつております。その場合、警察官が現望しまして、押証活動の際に写真も撮ることもございまして。そういう際に撮られた写真は、原宿署に数多くあることと思つておられます。

○三谷委員 そうしますと、右翼の連中が共産党に押しつけてくる、つまり個人の生活で申しますと、住まいの玄関に押しつけてくるというふうな不法な事態を繰り返しておるわけでありまして、その際に、トラブルが起きますと写真を撮影して、かなりなものが原宿署に蓄積されておるといふことになるわけでしょうか。

○山田政府委員 右翼事件の処理の過程を通じて、当然そうした資料というものはあると思つておられます。

○三谷委員 それにしても、共産党のあそこの建物の防衛といふんですか、警備といふんですか、この関係者は限定をされておるから、よしんばそこでそういう事件が起きましたら、たたくさんの党員がそこに出るわけではありませんが、撮影をされまはすのは限定されておるわけですが、原宿署にどれぐらゐの写りが保管されておるわけでしょうか。

○山田政府委員 その点は私自身つまづかかしておられませんし、捜査の過程を通じて得られた資料でございますから、公表すべき限りのものではないと思つておられます。

○三谷委員 私は、おっしゃることがよくわかりませんが、捜査の過程で得たものでありまして、それを公表するにつれて、捜査上の障害があるとかあるいは正義、人道に反するとかいふような場合には、公表できない場合があるではないかと思つておられます。この場合はそういう性質のものではないかと思つておられます。何でも捜査過程で得たものだから公表できないという論理は成立しないと私は思つておられます。

いま、それは改めて答弁は求めませんが、しか

○ 第七回党大会における「綱領問題についての中央委員会の報告」

(昭和三三年七月、宮本顕治常任幹部会員)

(「前衛」No. 一四五 日本共産党第七回大会決定報告集)

以上であきらかなように、マルクス・レーニン主義党としては、革命への移行が平和的な手段でおこなわれるように努力するが、それが平和的となるか非平和的となるかは結局敵の出方によるということ、国際共産主義運動の創造的成果としてマルクス・レーニン主義の革命論の重要原則の一つとなっている。

○ 第八回党大会における「中央委員会の綱領(草案)についての報告」

(昭和三六年七月、宮本顕治書記長)

(「前衛」No. 一八七 日本共産党第八回大会特集)

わが党は、このモスクワ声明とまったく同じ立場にたって、平和的移行の可能性を実現することが、労働者階級と全人民の利益に、民族全体の利益に合致するという見地をとり、その可能性を実現するために当然力をつくすものであるが、闘争の経過はわれわれの意図だけにかかるものでなくて、敵の出方による、と正しい立場に一貫してたっている。春日の「唯一論」は、口では「平和移行必然論ではない」といいながら、事実上はモスクワ宣言の命題を完全にふみにじっているのである。

(P138)

(P177)

※ 両報告は、その後、宮本顕治著「日本革命の展望」に所収された。

第10回党大会中央委員会報告に対する討議「議会活動の革命的意義について」

(昭和41年10月、下司順吉中央委員)

(「前衛」No. 260 日本共産党第十回大会特集)

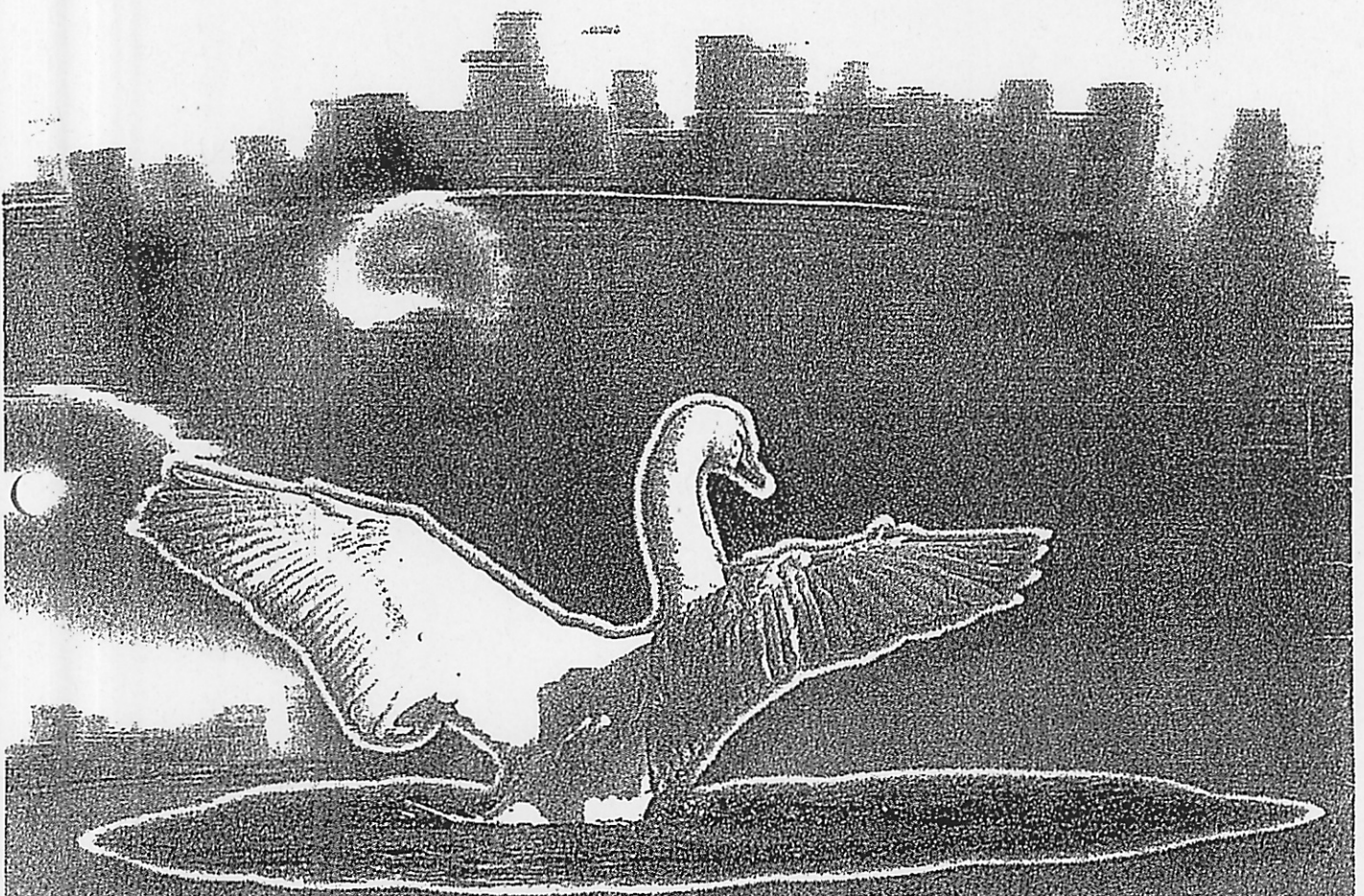
革命が平和的におこなわれるか、非平和的におこなわれるかは、結局は敵の出方にかかっているのです。

平和的移行、非平和的移行ということばのもつ概念を明確にしておく必要があると思います。平和的とはただおとなしくということではありません。また、議会をつうじてだけ、いわゆる「議会の道」ではありません。わたしたちは議会を革命的に利用しながら、労働者階級をはじめとする全人民の壮大、激烈なたたかいをすすめていくのです。だから平和的か、非平和的かということの区別は、おとなしいとか、議会をつうじてだけとかいうことではなくて、この革命闘争が敵の出方によって武器を用いる流血的な形態をとるかどうかというところに、この両者の区別の基本点があるのです。

(P 124)

# 警備警察50年

◆現行警察法施行50周年記念特集号◆



## 焦点

警察庁 第269号

# 【第二章 警備情勢の推移】

## 暴力革命の方針を堅持する日本共産党

### 1 暴力的破壊活動を展開 (昭和二〇年代)

#### 一 占領下での勢力拡大

第二次世界大戦終了後、公然活動を開始した日本共産党は、敗戦直後の国民生活の窮乏と社会不安を背景に党勢の拡大に努め、昭和二十四年一月の衆院選では三五議席を獲得し、一〇数万人の党員を擁するようになりました。

二 「五一年綱領」に基づく暴力的破壊活動を展開

日本共産党は、同党の革命路線についてコミンフォルムから批判を受け、昭和二六年一〇月の第五回全国協議会において、「日本の解放と民主的変革を、平和の手段によって達成しうると考えるのはまちがいである」とする「五一年綱領」と、「われわれは、武装の準備と行動を開始しなければならない」とする「軍事方針」を決定しました。そして、この方針に基づいて、二〇年代後半に、全国的

に騒擾事件や警察に対する襲撃事件等の暴力的破壊活動を繰り広げました。しかし、こうした武装闘争は、国民から非難されることとなり、二七年一〇月の衆院選では、党候補は全員落選しました。

ところで現在、日本共産党は、当時の暴力的破壊活動は「分裂した一方が行ったことで、党としての活動ではない」と主張しています。しかし、同党が二〇年代後半に暴力的破壊活動を行ったことは歴史的事実であり、そのこととは「白鳥警部射殺事件」(二七年一月)、「大須騒擾事件」(二七年七月)の判決でも認定されています。

### 2 「五一年綱領」の廃止と現綱領の採択 (昭和三〇年代)

#### 一 「五一年綱領」の廃止

日本共産党は、昭和三〇年七月の第六回全国協議会(六全協)で、二〇年代後半に行っ

た武装闘争を「誤りのうちもつとも大きなものは極左冒険主義である」(「革命情勢がないのに武装蜂起した」などと自己批判しました。そして、三三年七月の第七回党大会で、暴力

全国を六ブロック 遊撃行動に重点

日共の拡大神経戦

日共、軍事活動激化へ

関東の委員長は欠

火災ビン製法など

党内教育方針書で指令

日本共産党の暴力的破壊活動等について報道する当時の新聞各紙(東京新聞昭和二七年三月七日、朝日新聞二七年四月一日、四月二二日、五月二九日、一月一八日)

革命唯一論の立場に立った「五一年綱領」を「二つの重要な歴史的な役割を果たした」と評価した上で廃止しました。

二 現綱領の採択

同大会では、「五一年綱領」に代わる党の新綱領が「党章草案」（綱領と規約を一つにしたもの）として示されましたが、現状規定や革命の性格等について反対意見が多く、党内の意思統一を図ることができませんでした。そうしたことから、草案の綱領部分は引き続き討議することとし、この大会では規約部分のみの採択となりました。

その後、宮本顕治書記長（当時）の指導の下、二年間にわたる党を挙げての綱領論争と、いわゆる反党章派の幹部の除名等を経て、昭和三十六年七月、第八回党大会が開催されました。そして、同大会で「現在、日本を基本的に支配しているのは、アメリカ帝国主義とそれに従属的に同盟している日本の独占資本である」とする現状規定や、民主主義革命から引き続き社会主義革命に至るという「二段階革命」方式等を規定した現綱領を採択しました。

また、両党大会や綱領論争の過程における党中央を代表して行われた様々な報告の中で、革命が「平和的となるか非平和的となるか

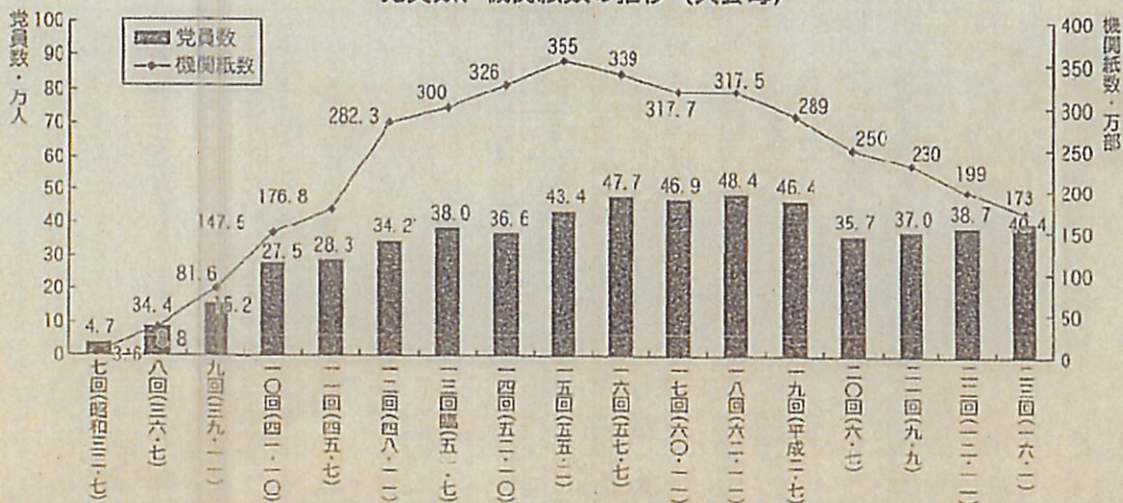
は結局敵の出方による」とするいわゆる「敵の出方」論による暴力革命の方針が示されました。

3 「革命を準備する時期」における党勢拡大（昭和四〇〜六〇年代）

日本共産党は、革命に至る過程を情勢によって「革命的情勢の時期」と「革命を準備する時期」という二つの時期に分け、それぞれの時期において、採用すべき戦術、方針を明確に区別しました。そして、現状を「革命を準備する時期」ととらえ、革命の条件づくりのため、長期展望に立つて党勢拡大を始めとする各分野での影響力の増大や国会、地方議会での勢力の拡大を図るといった戦術を採りました。その後、党勢は拡大し、昭和五〇年代には、党員四〇万人、機関紙三〇〇万部を超える勢力を擁するに至りました。

また、国政の分野では、四七年一二月の衆院選で四〇議席（革新共同・推薦二議席を含む）、四九年七月の参院選で一三議席を獲得するなど、議席を伸長させました。しかし、その後、五五年一月には、共産党が共闘の対

党員数、機関紙数の推移（大会毎）

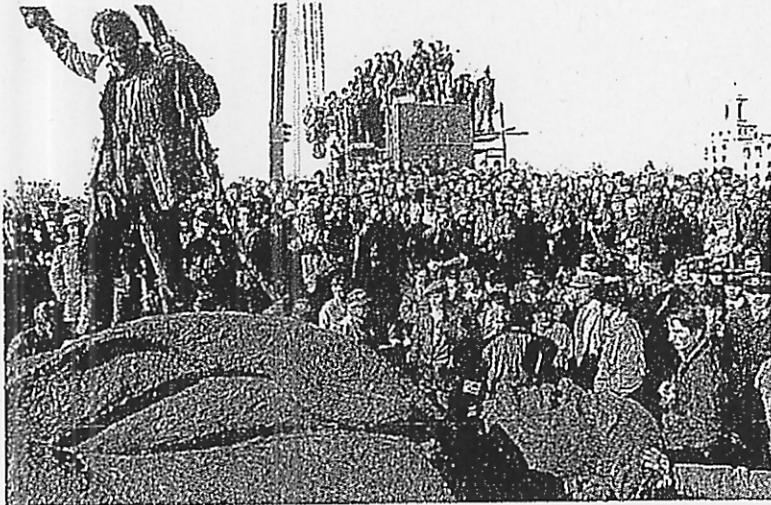


象と考えてきた日本社会党が、共産党排除の連合政権構想で公明党と合意し、また、ソ連のアフガニスタン侵攻（五四年二月）、ポーランド問題（五六年二月）、「大韓航空機撃墜事件」（五八年九月）、「ラングーン爆弾テロ事件」（五八年一〇月）等、社会主義のイメージダウンとなる出来事が頻発したことなどもあつて、議席数、得票数とも頭打ちとなりました。

#### 4 ソ連・東欧の崩壊等による党勢の停滞 (平成元年)

昭和六〇年三月に就任したゴルバチョフ、ソ連共産党書記長は、停滞した経済等の立て直しのため、ペレストロイカ（改革）、グラスノスチ（情報公開）政策を押し進めました。そして、この影響を受けた東欧の社会主義圏では、民主化要求が急速に高まり、平成元年以降、ポーランドで非共産勢力が主導する政権が誕生したのを皮切りに、「ベルリンの壁」の崩壊に象徴される東西ドイツの統合やルーマニア・チャウシェスク政権の打倒等、東欧諸国の社会主義体制は一挙に瓦解しました。そ

して、三年二月、世界で最初の社会主義国家として大きな影響力を有していたソ連が解体され、六九年間に及ぶ歴史に幕を降ろしました。また、中国では元年六月、政府が民主化運動を反革命運動として武力鎮圧した「天安門事件」が発生し、共産党独裁国家の民主化運動に対する断固とした態度を示す事件と



レーニン像の撤去（平成2年3月5日、ルーマニア）(PANA)

して、全世界に衝撃を与えました。ソ連・東欧の崩壊という事実に対し、日本共産党は、「ソ連共産党の解体は、もろ手をあげて歓迎すべき歴史的出来事」、「（ソ連の崩壊は）科学的社会主義の破綻を示すものではない」などとする宣伝に努めました。共産主義イデオロギーの破綻が明らかとなったことで党勢は停滞しました。

#### 5 日本共産党の現状

一 宮本議長引退と「不破・志位体制」の確立

平成九年九月の第二回党大会で、長期にわたって日本共産党のトップとしての地位に就いてきた宮本顕治議長が議長職から退き、以後、不破哲三委員長が党の最高指導者として、志位和夫書記局長とともに党運営に当たることとなりました（二二年一月の第二回党大会で不破委員長が議長に、志位書記局長が委員長に就任）。

その後、一〇年七月の参院選では、これまでの得票を大幅に上回る約八二〇万票を得て一五議席を獲得しました。そして、次の衆院選で自民党が過半数割れた際には野党暫定政権に参加する用意があることを強調し、同

参院選後の首班指名選挙では、約三八年振りに第一回投票から他党党首（菅民主党代表）に投票したり、不破委員長が「暫定政権としては、安保条約にかかわる問題は凍結する」などとする日米安保条約凍結発言を行ったりしました。しかし、他の野党は、日本共産党を含めた政権構想には否定的な態度に終始しました。

二 規約、綱領の改定

その後、日本共産党は、平成一二年六月の衆院選、一三年七月の参院選で議席を減少させ、さらに、一五年一月の衆院選では、改選前議席を半減させ、約三六年振りに一けた台となる九議席にとどまりました。

日本共産党は、一二年一月の第二三回党大会で、規約前文を全面削除する大幅な規約改定を行い、「労働者階級の前進政党」、「人民の民主主義革命を遂行」、「社会主義革命をへて日本に社会主義社会を建設」等の革命を連想させるような表現を削除しました。しかし、「科学的社会主義を理論的な基礎とする」との党の性格や「民主集中制を組織の原則とする」との組織原則は、「党の基本にかんする、規約として欠くわけにはゆかない部分」として条文化しました。

引き続き、一六年一月の第二三回党大会で、

昭和三六年七月の第八回党大会で採択して以来五回目となる綱領改定を行いました。

改定の結果、マルクス・レーニン主義特有の用語や国民が警戒心を抱きそうな表現を削除、変更するなど、「革命」色を薄めソフトイメージを強調したものとなりました。しかし、二段階革命論、統一戦線戦術といった現綱領の基本路線に変更はなく、不破議長も、改定案提案時、「綱領の基本路線は、四二年間の政治的実践によって試されずみ」として、路線の正しさを強調しました。

このことは、現綱領が討議され採択された第七回党大会から第八回党大会までの間に、党中央を代表して報告された「敵の出方」論に立つ同党の革命方針に変更がないことを示すものであり、警察としては、引き続き日本共産党の動向に重大な関心を払っています。



第百十四回國會 予算委員會 議錄 第四号

平成元年二月十八日(土曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 大野 明君	理事 近藤 元次君
理事 越智 伊平君	理事 山下 徳次君
理事 田名部 隆吉君	理事 村山 富市君
理事 綿貫 民輔君	理事 吉田 之次君
理事 宮地 正介君	理事 甘利 明君
理事 相沢 英之君	理事 石渡 照久君
理事 池田 行彦君	理事 稲村 利中君
理事 永山 英太郎君	理事 奥田 敬和君
理事 大坪 健一郎君	理事 堀谷 弘君
理事 堀山 静六君	理事 小杉 陸君
理事 倉成 正君	理事 齊藤 斗志二君
理事 後藤 田正明君	理事 鈴木 宗男君
理事 志賀 節君	理事 田中 直紀君
理事 砂田 重民君	理事 玉沢 徳一郎君
理事 高橋 一郎君	理事 中島 衛君
理事 月原 茂昭君	理事 浜田 幸一君
理事 野田 敏君	理事 藤原 良行君
理事 吹田 儀君	理事 上原 康助君
理事 井上 善方君	理事 川崎 寛治君
理事 小澤 克介君	理事 辻 一彦君
理事 菅 直人君	理事 堀 昌雄君
理事 野坂 浩賢君	理事 日笠 勝之君
理事 坂口 力君	理事 水谷 弘君
理事 今柴 鉄三君	理事 岡崎 万寿君
理事 橋本 勉之助君	理事 不破 哲三君
理事 中路 雅弘君	
理事 藤田 大之君	

出席國務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君
法務大臣 高辻 正己君
外務大臣 宇野 宗佑君
大蔵大臣 村山 進雄君
文部大臣 西岡 武夫君

出席政府委員

厚生大臣 小泉 純一郎君	農林水産大臣 羽田 孜君	逓信大臣 三塚 博君	逓信大臣 佐藤 信二君	郵政大臣 片岡 清一君	建設大臣 丹羽 兵助君	建設大臣 小此木 三郎君	自衛大臣 阪野 直徳君	国家公安委員会 委員 長 阪野 直徳君	内閣官房長官 小淵 惣三君	内閣官房長官 金丸 三郎君	内閣官房長官 板元 福男君	内閣官房長官 田澤 吉郎君	内閣官房長官 愛野 與一郎君	内閣官房長官 宮崎 茂一君	内閣官房長官 青木 正久君	内閣官房長官 内海 英男君	内閣法制局長官 味村 治君	内閣法制局長官 大山 純郎君	内閣法制局長官 文田 久雄君	公正取引委員会 委員長 梅澤 節男君	公正取引委員会 委員 赤田 省吾君
--------------	--------------	------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	---------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------	----------------	--------------------	-------------------

公正取引委員会 事務局長 藤田 肇平君	警務局長 城内 康光君	宮内庁次長 宮尾 隆君	皇室経済主管 井筒 英男君	建設庁長官官房 長官 高 嘉一郎君	建設庁人事局長 野又 博明君	建設庁行政監察 局長 山本 貞雄君	防衛庁参事官 小野 忠徳二君	防衛庁参事官 堀 潤君	防衛庁参事官 村田 直昭君	防衛庁参事官 鈴木 輝雄君	防衛庁長官官房 長官 依田 智治君	防衛庁防衛局長 日吉 潔君	防衛庁教育訓練 局長 長谷川 宏君	防衛庁人事局長 堤玉 良雄君	防衛庁経理局長 藤井 一夫君	防衛庁裝備局長 山本 雅博君	防衛庁施設局長 池田 久寛君	防衛庁施設局長 弘法 五 忠君	防衛庁施設局長 鈴木 泉君	防衛施設庁事務 部長 寺住 博喜君	経済企画庁総合 計画局長 海野 恒男君	科学技術庁研究 開発局長 古村 晴光君	環境庁自然保護 局長 山内 善徳君	国土庁長官官房 長官 公文 宏君	国土庁長官官房 會計課長 坂 直久君
---------------------	-------------	-------------	---------------	-------------------	----------------	-------------------	----------------	-------------	---------------	---------------	-------------------	---------------	-------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	---------------	-------------------	---------------------	---------------------	-------------------	------------------	--------------------

法務省刑事局長 根来 泰周君	公安調査庁長官 石山 隆君	外務省北米局長 有馬 徳次君	外務省欧亞局長 都甲 岳彦君	外務省経済局長 佐藤 嘉哉君	外務省条約局長 堀田 博君	外務省國際聯合 局長 遠藤 寛君	外務省情報調査 局長 山下 新太郎君	大蔵省主計局長 小淵 正己君	大蔵省主税局長 尾崎 慶君	大蔵省理財局長 吉川 共治君	大蔵省証券局長 角谷 正彦君	大蔵省銀行局長 平澤 貞昭君	文部大臣官房長 加戸 守行君	文部大臣官房長 藤村 進彦君	文部省生徒学習 局長 廣藤 清彦君	文部省初等中等 教育局長 古村 澄一君	文部省教育助成 局長 倉地 克次君	文部省高等教育 局長 園分 正明君	文部省學術國際 局長 川村 恒男君	文部省体育局長 坂元 弘直君	厚生大臣官房長 務 末次 彬君	厚生大臣官房長 務 多田 宏君	厚生省社会局長 小林 功典君	厚生省保険局長 坂本 龍彦君	厚生省年金局長 水田 繁君	農林水産大臣官 房長 浜口 孫彌君
----------------	---------------	----------------	----------------	----------------	---------------	------------------	--------------------	----------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-------------------	---------------------	-------------------	-------------------	-------------------	----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------	---------------	-------------------

第一類第十五号 予算委員会議錄第四号 平成元年二月十八日

○不破委員 もう少し公安調査庁の長官なら、共産党の文獻もそれを専ら研究しているんですから調べてほしいのですが、六全協のどこを調べても、過去の軍事方針については統一したものでからといって肯定したなんという文書はどこにもないですよ。そして、四全協、五全協というのはまさに分裂時代だというのは、中央委員会から排除された現在の宮本議長とか、排除された人々がたれも参加しないでやられた会議ですから、我々は分裂した一方の側の会議だと言っているわけで、それで六全協では、あなたが言うよりな軍事方針などの言及は全くなしに、それを含めた極左冒險主義をきっぱり廃棄したのが特徴なんです。その点ぐらひは明確に勉強して過去のことについても対処してほしい。

じゃ、将来のことを聞きましょう。将来、我が

党がそういう危険があるとあなた方が考える根拠はどこにあるのですか。

○石山政府委員 昭和三十六年の発表されました党の綱領の中に、いわゆる将来に向けて共産党の指針ともいべき政治方針が示されておりますが、それと並びまして、その当時いろいろ発表されました党の文獻等の中にいわゆる敵の出方論というものがござります。その敵の出方論というのが、いわゆる民主主義に基づいてあくまで議会主義を貫いて平和的な革命を行われるという政治志向を持っておられるのか、あるいは時と場合により敵の出方、つまり権力側の出方によって是非平和的な手段にも訴えることがあるのか、この辺が十分に解明できておりませんし、二十年、三十年の問題ではなくて、近い将来共産党が政権近しと思われる時分になりましたらばどういふ方向に出られるかなお懸念でござりますので、調査を継続しているわけでございます。

○不敵委員 これは全くこっけいな話でして、敵の出方論というのは、別にあなた方が陰へ行って探さないでも、堂々と我が党の大会の決定に明記されていますよ。

というのは、我が党が綱領にも書いてあるように、政権につくときは選挙で多数を得て政権につく、大方針です。これは。現在では福岡と埼玉で我々は与党ですけれども、選挙によって与党になったのです。東京でもかつて与党でしたが、選挙に勝って与党になったのです。それと同じように、国の政治でも国会の多数を得て政権につくというのは我が党の綱領に明記した方針です。それに対して、政権についたときにその共産党の入った政権なるがゆえに従わないという勢力が出た場合、そういう勢力がさまざまな暴挙に出た場合、それに対して黙っているわけにはいかない、そういうのは力をもってでも取り締まるのが当たり前だ、これは憲法に基づく政府の当然の権利でしょう。そういうことについて我々は綱領に明記しているわけです。そういうことについて心配だという人がいるならば、私は一つの話を紹介したいと

思うのです。

というのは、共産党がこの綱領をつくった前後ですが、防衛庁に防衛研究所という研究所がありますね。その教官がある雑誌に、共産党が政権についたときに自衛隊は国家公務員としてその政権に従う義務があるかないかという問題を、大変興味ある問題ですが取り上げて、やはり国家公務員だから従うべきだという論文を発表したんです。そのときにそれが右翼の攻撃の的になり、自衛隊内部でもさんざん議論的になり、その右翼が抗議をしてきたのに対して、当時の防衛庁長官は志賀さんでしたが、あなた方の抗議はもったもた、そういうようなことを言う教官は粛清しました。そういうことで、教官は左遷されました。それで、同じ雑誌に、当時の防衛研究所の所長が論文を寄って、共産党が入るような政権ができたらずいぶん従う義務なし、こういうのを密いたんですよ、研究所長の名前で。

それで、これから先は私自身の経験ですが、私はそのことを一九六九年の二月でしたか、毎日新聞社が主催した各党の安全保障の討論会というのがありました。その安全保障の討論会で、自民党の番のときに、私は宮本議長と一緒に共産党、野党として出たわけですが、その話を出して、一体あなた方は共産党が入る政権ができたら、この論争について、自衛隊は従う義務があるか考えるかと、国会制民主主義に立つ政党ならそういうことは従うのが当然のルールだろうという質問をしました。実は、おもしろいことには、その席には防衛庁長官の経験者である船田中さん、江崎さん、西村さん、それからその後で防衛庁長官になった増原さん、四人の防衛庁関係者がおられましたよ。だれ一人として肯定的返事はしませんでした。共産党の入る政権が国会制民主主義のルールについてできても、それについて国家公務員として自衛隊が従う義務があるかどうかという質問に対して、義務があると明確に答えた人は一人もいませんでした。全部が答え返しました。

そういう事実があるから我々は、我々が堂々と

国会制民主主義の常道にのっとった選挙で多数を得て政権をとっても、一部にはその政権に従わないうような不行き届きな者があり得ることをやはり警戒する必要がある。そういう点はちゃんとしつかり警戒をして、それに対して民主主義のルールに従った対処をしようというのが敵の出方論です。

一体あなた方は、その敵の出方論に基づいて我が党が何かあなた方が懸念する破壊活動なるものを行った例を、あなたが今引用した一九六一年の綱領決定以後にあれだけの調査をやって何か発見したことがありますか。

○石山政府委員 委員仰せのようだ、昭和三十六年のいわゆる綱領發表以降、共産党は融金融民主主義のもとで党勢の拡大を図るという方向で着々と党勢拡大を遂げられつつあることはお示しのとおりでございます。

ただ問題は、それは政治的な最終目標であるのかあるいは戦略または戦術の手段であるのかというところの問題でございます。私どもはそれらに對しまして、今冷戦な立場でもって敵の出方論何かにつきましても調査研究を進めておる段階でございます。今、今このところその結果として直ちに公党である共産党に對し規制請求すべき段階に立ち入っているとは思わないから請求もしていないというところであります。

なお、敵の出方論について今御教示を賜りましたが、一つだけ私からも申し上げておきたいことがござります。

御存じのとおり、政権確立した後で不穏分子が反乱的な行動に出て、これを鎮圧するというのが、たとえどなたの政権であらうとも当然に行われるべき治安維持活動でございます。ところが敵の出方論という中には、党の文獻等を拜見しておきますると、簡単に申しますと、三つの出方がござります。一つは、民主主義の政権ができる前にこれを抑えようという形で、不穏分子をたたきつけてやるという問題であります。それから第二は、民主主義政権は一応確立された後で、その

不穏分子が反乱を起こす場合、三番目は、委員御指摘のような事態であります。

ですから、それらにつきましまして一部をおっしゃっておりますけれども、その全部について敵の出方論があり得るということをお示し申し上げておるわけでございます。

第百十四回 参議院 予算委員会 會議録 第七号

平成元年五月十一日(水曜日)  
午前十時四十分開会

委員の異動

五月十日

解任

田代由紀男君

宮崎 秀樹君

中野 明君

磯山 徳君

野末 陳平君

平野 清君

五月十一日

解任

森藤 文夫君

広中和歌子君

補欠選任

森藤 文夫君

小野 清子君

根柳 明君

佐藤 昭夫君

秋山 盛君

青木 茂君

補欠選任

田代由紀男君

中野 明君

委員長  
理事

出席者は左のとおり。

初村 隆一郎君

青木 幹雄君

岩本 政光君

遠藤 要君

田沢 智治君

野沢 大三君

刈尾 孝且君

中野 鉄造君

近藤 忠孝君

勝木 健司君

石本 茂君

小野 清子君

大河原大一郎君

佐々木 満君

斎藤 文夫君

志村 哲良君

下福葉耕吉君

関口 重彦君

田代由紀男君

田中 正巳君

谷川 寛三君

中西 一郎君

永田 良雄君

林 健太郎君

林田慈和夫君

酒岡 康治君

松浦 幸治君

松岡清寿男君

及川 一夫君

千葉 猛子君

福岡 知之哉

本岡 昭次君

矢田部 理彦

山本 正和君

及川 順郎君

黒柳 明君

中野 明君

広中和歌子君

佐藤 昭夫君

吉岡 吉典君

栗林 卓朗君

秋山 雄君

青木 茂君

竹下 登君

高辻 正巳君

宇野 宗佑君

付山 源雄君

西岡 武夫君

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

自治大臣

国家公安委員

文部大臣

内閣官房長官

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

小泉純一郎君

羽田 孜君

三塚 博君

佐藤 信二君

片岡 清一君

丹羽 兵助君

小此木啓三郎君

坂野 重信君

小淵 恵三君

金丸 三郎君

坂元 親男君

田原 吉昭君

愛野 興一君

宮崎 茂一君

青木 正久君

内海 英男君

味村 治君

大出 敏郎君

梅澤 節男君

永田 省吾君

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

公正取引委員会

栗田 淳平君

植木 邦之君

物島 俊之君

田中 宏樹君

小野寺 徹三君

鈴木 輝雄君

依田 智治君

日吉 翠君

児玉 良雄君

藤井 一夫君

山本 雅司君

弘法堂 忠君

鈴木 晃君

田原 敬造君

原野 滋保君

勝村 昭郎君

渡辺 佳男君

公文 宏君

嶋 昭久君

井崎 一友君

坂本 泰周君

石山 昭君

長谷川 和年君

有馬 龍夫君

都甲 信彦君

佐藤 高哉君

○吉岡吉典君 私もここに控えをもらっており、  
す。わずか一行半の同じ文書。昭和何年中には、  
公安調査庁長官において、破壊団体等の手続をと  
ったものはないというのが三十何年繰り返されて  
いるわけですね。これぐらいむだな話があるかと  
いうことですね。三十何年調査しても日本共産党  
は何も出てこない。出てこないはずで、日本共  
産党は暴力革命の政党でも何でもないから出てこ  
ないはずですが、そういう三十何年も同じことを  
繰り返していく。

そして、この間の委員会では、不破議員に対し  
て石山長官は、目下のところはなと言いました  
が、そういう共産党をいつまでも調査していく法  
的根拠は何があるか、法務大臣にお伺いしたいと  
思います。

○政府委員(石山陽君) これもたびたびの繰り返  
して恐縮でございますが、衆議院で私が申し上げ  
ましたことの繰り返しになります。

結局、本法ができました当時の社会的事情はま  
さに破防法を必要とした、それに当時の共産党が  
大きくかわっておられたと、この歴史的事実か  
ら本法は満足したわけであります。そして破防法  
が制定されて後、有名な軍事方針の転換というも  
のを共産党はおとりになっておられますので、そ  
のためにしばらく平穏な時代が続いており、しか  
も現在、国会における民主主義政治を前提にして  
党勢拡大に努められるという方針を御党がとられ  
ることによって平和が維持されておるわけでは  
ありません。

したがって、問題は、私どもが一番ありが  
たいのは、最終的に御党が今の綱領を根本的に  
変えたい、社会民主主義下の政党におなり  
になる、平和的に革命ができる政党になると、こ  
うおっしゃっていただければそういうことは規制  
の対象から外されることになろうかと思いたす  
が、それがわかりませんので、しばらくの間おつ  
ま合いをいただいております。こういうふうに  
申し上げたわけであります。



○上田耕一郎君 次に、破防法の問題に移ります。

五月十一日に我が党の吉岡議員の質問に対して石山公安調査庁長官は、「御党が今の綱領を根本的にお変えいたいただいて、社会民主主義下の政党におなりになる」、そうすれば「規制の対象から外されることにならうかと思えます」と、公党に綱領の根本的変更を求め、さもなければ破防法に基づく不当な調査を継続するという暴言を吐きました。一体我が党の綱領のどこを変えろというんですか。

○政府委員(石山陽賢) まず、前回の答弁の真意について少しもう一度詳しく申し上げたいと思えます。

すなわち、日本共産党に対して現在もいわゆる破防法の調査対象としている法的根拠等についての御質問でございましたので、破防法は暴力主義的な破壊活動を行う団体を規制するための法律でありますところ、本法を所管する立場から申しますと、日本共産党の重要な政治指針であります現行綱領には革命の手段、方法については明示されていないのであります。

しかしながら、当時の文献等によりますと、綱領に明記されなかった理由について、いわゆる敵の出方論の立場から、革命の平和的あるいは非平和的移行の可能性のいずれについても手を縛られることのないように、また敵に弾圧の口実を与えないためであるという旨の説明がなされてお

ります。そして、この点につきましては現時点に至るまで改められておりません。

したがって、破壊活動防止法を所管しております当庁の立場から申しますと、将来革命達成の手段、方法について日本共産党が暴力主義的な破壊活動に出得る危険性が現時点で全く除去されているとは申しがたく、したがって調査の対象から外しにくいということを申し上げる趣旨でありました。

なお、綱領を変えては云々という点は、これは全くの比喩でありまして、例えば他の社会民主主義政党の綱領に見られますように、革命達成の手段として平和的かつ議会主義に徹するものとし、暴力を一切用いないという趣旨が明示されているような場合であればそもそも私どもの調査対象になりませんので、その趣旨を例示的に御説明申し上げたまでであります。

もとより、日本共産党の思想、信条あるいは結社、政策決定の自由などを侵害するつもりは毛頭ございませんでした。

第百四十六回 参議院法務委員会會議録第八号

平成十一年十二月二日(木曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

十二月一日

阿部 正俊君

補欠選任

竹山 裕君

藤田 次夫君

中島 眞人君

藤山 裕君

十二月二日

中曾根弘文君

補欠選任

中島 眞人君

中島 眞人君

出席者は左のとおり。

委員長

風間 初君

理事

北岡 秀二君

坂崎 幸久君

竹村 泰子君

魚住裕一郎君

平野 貞夫君

若崎 純三君

佐々木知子君

中島 眞人君

服部三男君

藤田 次夫君

森山 裕君

江田 五月君

小川 敏夫君

角田 義一君

橋本 敏君

橋本 敏君

中村 敏夫君

松田 岩夫君

衆議院議員

荒 謙 者

橋本 敏君

荒 謙 者

杉浦 正雄君

荒 謙 者

中井 裕君

荒 謙 者

遠堀 拓也君

荒 謙 者

上田 勇君

修正案提出者

北村 哲男君

修正案提出者

上田 勇君

國務大臣

白井日出男君

法務大臣

山本 有二君

政府事務次官

法務事務次官

事務局長

加藤 一字君

政府参考人

加藤 一字君

警察庁長官

関口 祐弘君

警察庁長官官房

石川 盛明君

警察庁刑事局長

林 則清君

警察庁警備局長

金置 凱之君

法務大臣官房長

但木 敏一君

法務省刑事局長

松尾 邦弘君

公安調査庁長官

木暮 繁夫君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定破壊法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案(衆議院提出)

○サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(橋本敏君外一名発議)

○委員長(風間初君) たいまいから法務委員会を

開会いたしました。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、阿部正俊君及び竹山裕君が委員を辞任され、その補欠として藤田次夫君及び森山裕君が選任されました。

○委員長(風間初君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に警察庁長官関口祐弘君、警察庁長官官房長石川盛明君、警察庁刑事局長林則清君、警察庁警備局長金置凱之君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(異議なしと御答へあり)

○委員長(風間初君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(風間初君) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案、特定破壊法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案及びサリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。

最初に、法務大臣にお伺いいたします。

この無差別大量殺人行為を行った団体規制法でございますが、参考人の御意見あるいは関係議員の質問の中にも憲法上のさまざまな議論がございます。そうした点を踏まえまして、この法律の存続期間について衆議院の方で修正があるんです。

が、当初の法務省案では存続期間について規定が全くございませんでした。さまざまな憲法の議論

があるとしても、しかし実際上社会の不安、混乱が起きて地域紛争が起きているという状況にかんがみて、民主党は修正案とともに賛成に回っております。

ただ、今のこの社会の混乱状況、具体的にこの法律が適用される団体はこれまでに明らかになかった事実ではオウム真理教しかないという状況でございますが、そういう社会の混乱状況、不安状況というものがなくなった後もこの法案は存続と存続する必要があるとお考えなんでしょうか、あるいはそういう必要性がなくなれば速やかにそれこそ廃止法案を提出してこの法律を廃止させる考えであるのか、そこら辺について大臣の基本的なお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○國務大臣(白井日出男君) 衆議院における修正によりまして本法案の見直しに関する附則が設けられたわけでございまして、本法案が成立をいたしましたして施行されました後は、施行の日から起算して五年ごとに、この法律に基づき規則制定の実効性や規制対象団体の危険な要素の増減など、この法律の施行状況やいわゆるテロ対策等について検討が加えられまして、その結果に基づいてその見直しについて国会において十分な御議論がなされるものと考えております。

したがって、御指摘のような事態につきましても、国会において適切な対応がなされるものと思っております。

政府といたしましても、国会の御議論に資するため、国会報告等について十分な情報を提供してまいりたい、このように考えております。

○小川敏夫君 法律ですから、国会が成立させる、廃止するということの権限があるのはそれはもちろん法務大臣のおっしゃられるとおりだと思います。ただ、今の政府のお考えとして、そこら辺を国会の論議に任せるといってはいかがかと、こ

○平野貞夫君 この平成元年の衆議院の予算委員会の議論の中で、いわゆる敵の出方論ということ、を当時の石山長官が説明して、

いわゆる民主主義に基づいてあくまで議会

主義を貫いて平和的な革命を行われるという政治志向を持つておられるのか、あるいは時と場所により敵の出方、つまり権力側の出方によっては非平和的な手段にも訴えることがあるのか、この辺が十分に解明できておりませんか、二十年、三十年の問題ではなくて、近い将来共産党が政権近しと思われる時分になりましたら、はどのような方向に出られるかをお懸念でございませぬので、調査を継続しているわけでございませぬ。

こういう答弁をなさっていますが、この姿勢は変更していかないということですか。

○政府参考人(木藤繁夫君) 基本的には同じ考え方をとっておるわけでございませぬ。

第百四十六回国 参議院 法務委員会 會議録 第八号

平成十一年十二月二日(木曜日) 午前十時二分開会

委員の異動

十二月一日 阿部 正俊君、竹山 裕君、中島 眞人君

補欠選任 森田 次夫君、森山 裕君、中曾根弘文君

十二月二日 中曾根弘文君

補欠選任 中島 眞人君

出席者は左のとおり。

委員長 風間 貞君

理事 北岡 秀二君、塩崎 恭久君、竹村 泰子君、魚住裕一郎君、平野 貞夫君

委員 岩崎 純三君、佐々木知子君、中島 眞人君、原部三男君、森田 次夫君、森山 裕君、江田 五月君、小川 敏夫君、角田 義一君、橋本 敏君、堀島 瑞穂君、中村 敦夫君、松田 岩夫君

衆議院議員 橋本 敏君、杉浦 正徳君、中井 治君、遠増 拓也君、上田 勇君、北村 哲男君、上田 勇君

修正案提出者 北村 哲男君、上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

修正案提出者 上田 勇君

開会いたしました。委員の異動について御報告いたします。昨日、阿部正俊君及び竹山裕君が委員を辞任され、その補欠として森田次夫君及び森山裕君が選任されました。

○委員長(風間貞君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお語りいたします。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案(衆議院提出)

○サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(橋本敏君外一名発議)

○委員長(風間貞君) ただいまから法務委員会を

○委員長(風間貞君) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案、特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案及びサリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。

最初に、法務大臣にお伺いいたします。

この無差別大量殺人行為を行った団体規制法でございますが、参考人の御意見あるいは同僚議員の質問の中にも憲法上のさまざまな議論がございます。その点を踏まえて、この法律の存続期間について衆議院の方で修正があるんです。当初の法務省案では存続期間について規定が全くございませんでした。さまざまな憲法の議論

があるとしても、しかし実際上社会の不安、混乱が起きて地域紛争が起きているという状況にかんがみて、民主党は修正案とともに賛成に回っております。

ただ、今のこの社会の混乱状況、具体的にこの法律が適用される団体はこれまでに明らかになつた事実ではオウム真理教しかないという状況でございますが、そういう社会の混乱状況、不安状況というものがなくなった後もこの法案は存続するということはお考えなんでしょうか、あるいはそういう必要性がなくなれば速やかにこれを廃止法案を提出してこの法律を廃止させる考えであるのか、そこら辺について大臣の基本的なお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○國務大臣(白井日出男君) 衆議院における修正によりまして本法案の見直しに関する附則が設けられたわけでございまして、本法案が成立をいたしました後、施行の日から起算して五年ごとに、この法律に基づく規制処分の実効性や規制対象団体の危険な要素の消長など、この法律の施行状況やいわゆるテロ対策等について検討が加えられまして、その結果に基づいてその見直しについて国会において十分な御議論がなされるものと考えております。

したがって、御指摘のような事案につきましては、国会において適切な対応がなされるものと思っております。

政府といたしましては、国会の御議論に資するため、国会報告等について十分な情報を提供してまいりたい、このように考えております。

○小川敏夫君 法律ですから、国会が成立させる、廃止するということの権限があるのはそれはもちろんです。法務大臣のおっしゃられるとおりだと思っておりますが、ただ、今の政府のお考えとして、そこら辺を国会の議論に任せるといふことではななくて、こ

ば、私は非常に理解できない。

「こういう事直に印象、感想を述べたわけではございませんが、時間が十分しかありませんので、簡単に御所見を聞きたいと思っております。」

○橋本敬君 簡単に答えることが難しい御質問をたくさんいただいたんですが、まず第一の破防法を嫌いだ、とおっしゃいますが、好き嫌いはなく、破防法自体を私も憲法違反の法だ、法体系だ、こう考えておりますから、オウムに対する規制あるいは犯罪防止という点でも、破防法を使わないで住民の期待にこたえてやれる方法ということで検討したということになります。

そういう意味で、先ほどおっしゃいました、それじゃ警察を使うということはどうか、こういう問題になってまいります。公安委員会の判断というところが、確かに今御指摘があったように、準司法機関でないという御指摘もその意味で一つの御指摘かと思っております。

この公安委員会について、私どもは政策的には準司法機関に近い構成と判断ができるような改革が必要であるという政策提唱もしておりますが、現在はそうなっておりませんので、それは仕方がないので、今後の課題でございますけれども、公安委員会の判断ということで一応チェックをするということと同時に、不服申し立てができるということも検討しておりますので、その点のバランスはとれるかと思っております。

それからもう一つ、私どもの方は政府案と違いました。警察法三十三条の規定に基づきまして、暴力団対策は刑事警察の所管でございますから、そういう意味で、私どもはこのオウム集団というのは暴力団以上に極めて危険な、極めて悪質な暴力団だということに規定して、単なる宗教団体と見れないという側面も持っておりますので、そういう意味で刑事警察をこの任に当たらせるということとは適当と考えました。

ただし、委員御指摘のように、警察については、緒方事件もあり、神奈川県警事件もあり、現実には重大な反省をさせていただいて、そして国民の立場

に立つて公益的立場で仕事をしていたたかなきやならぬ、こう考えております。

最後に、この日本共産党でいくならば警察國家になるのではないかと御指摘でございますが、私は政府案こそ、破防法を採用しながら危険な民主的運動に対する規制を一層広め、権限を強化して、そういう意味では危険な監視体制がつくれているのではないかと、警察國家になるというようなことを私どもは決して考えておりませんということでございます。

○平野貞夫君 要するに、共産党案の立法構成といいますが、それはやはり破防法に対する、私から言えればねじれたとらえ方、共産党さんの方から言えればそれは違憲の法律だという、そのとらえ方に原因があると思っております。したがって、破防法の議論に若干入らざるを得ないと思っております。

公安調査庁長官にお尋ねしますが、平成元年の二月に衆議院の予算委員会でも不破委員長が、共産党が破防法の調査対象団体になっていないことについて質疑していますが、今日でも調査対象団体ではないかと思っております。その点についてお答えいただけますか。

○政府参考人(木原繁夫君) 御指摘の点につきまして、今日でも調査対象団体でございます。○平野貞夫君 その理由はどういうところでございますか。

○政府参考人(木原繁夫君) 日本共産党は、昭和二十六年から二十八年ころにかけまして、全国各地で暴力主義的破壊活動を行った疑いのある団体でございまして、将来暴力主義的破壊活動を行う危険性が現時点で完全に除去されているとは認めがたいことから、引き続き調査を行う必要があると考えているものでございます。

○平野貞夫君 この平成元年の衆議院の予算委員会の議論の中で、いわゆる敵の出方論ということ

主義を貫いて平和的な革命を行われるという政治志向を持っておられるのか、あるいは時と場合により敵の出方、つまり権力側の出方によっては非平和的な手段にも訴えることがあるのか、この辺が十分に解明できておりませんし、二十年、三十年の問題ではなくて、近い将来共産党が政権近しく思われる時分になりましては、ばどいう方向に思われるかがなお懸念でございますので、調査を継続しているわけでございます。

○政府参考人(木原繁夫君) 基本的には同じ考え方をとっております。○平野貞夫君 橋本先生にお尋ねしますが、共産党の綱領では、先ほど先生がおっしゃったことと同じことだと思っておりますが、破壊活動防止法や公安調査庁など国民の権利を侵害する弾圧法令、弾圧機関の撤廃を要求するということが綱領に書かれていますが、この方針は今でもそういうお考えでございますか。

○橋本敬君 先ほど公安調査庁長官から答弁があった問題については、私は断固たる抗議を申し上げておきたいと思っております。そのこと自体が破防法の明白な憲法違反性を示しております。今日、我が党がとっている国会及び国民の中で広く民主的な運動を通じて、国民の選挙で示された意思を通じて政治の改革を求めていくという方針について、全く許しがたい独断的判断をしていると言わざるを得ないと思っております。

平野議員の今御指摘にございましたが、私どもの党綱領で、おっしゃる通りに、「党は、国民の民主的権利の拡大のためにたたかひ、破壊活動防止法や公安調査庁など国民の権利を侵害する弾圧法令、弾圧機関の撤廃を要求し、軍国主義と権力抑圧のための立法に反対する。」と規定してございまして、我が党の行動としては、日本の民主的な前進のためにこの破防法はいずれ撤廃すべきものであるという立場で運動を進めていく決意でございます。

○平野貞夫君 破防法は憲法違反だと。そして、サリン等防止法改正で団体規制の法律を出されるなら、破防法廃止法案というものを共産党は出して、そこでつじつまという一貫性をつくるべきではなかったかという思いを私は持っております。これは答弁は要りません。

そこで、公安調査庁長官にお尋ねしますが、最近、共産党は各種の選挙で勢力を着々と拡大されており、先般の高知県知事選においても共産党が中心になって橋本大二郎知事を当選させたわけでございます。例えば、本国会でも国会運営で民主党、社民党とともに三党の国会共同というのは非常に成果を上げておりますし、共産党が政権に参加する時期というのはいよいよとら来年あたりあるんじゃないかという想定を私はしておるんです。私の自由党でも小沢党首は時々、理念と政策が一致すれば共産党とも国家国民のために協力するという発言をして、私ははらはらしているんです。

○平野貞夫君 橋本先生にお尋ねしますが、今の長官のお答え、それから現実にかつての共産党と連つて、私たちが共産党と国会運営でいろいろ協力したこともありますが、いつまでもこういうことでは、あいまいにすまわす、いわば終戦直後の問題をいつまでも引きずっておくということ、私はこれは日本の国にとってよくないこと

でございます。○平野貞夫君 破防法は憲法違反だと。そして、サリン等防止法改正で団体規制の法律を出されるなら、破防法廃止法案というものを共産党は出して、そこでつじつまという一貫性をつくるべきではなかったかという思いを私は持っております。これは答弁は要りません。

○平野貞夫君 橋本先生にお尋ねしますが、今の長官のお答え、それから現実にかつての共産党と連つて、私たちが共産党と国会運営でいろいろ協力したこともありますが、いつまでもこういうことでは、あいまいにすまわす、いわば終戦直後の問題をいつまでも引きずっておくということ、私はこれは日本の国にとってよくないこと

でございます。○平野貞夫君 橋本先生にお尋ねしますが、今の長官のお答え、それから現実にかつての共産党と連つて、私たちが共産党と国会運営でいろいろ協力したこともありますが、いつまでもこういうことでは、あいまいにすまわす、いわば終戦直後の問題をいつまでも引きずっておくということ、私はこれは日本の国にとってよくないこと

衆議院議員河村たかし君提出公安調査庁に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「事実はなかったものと考えている」との記述は、事実はなかったと判断しているという趣旨である。

一の2について

お尋ねの「①から③以外」が何を指すのか明らかでなく、お答えすることは困難である。

一の3及び4について

公安調査庁においては、公安調査庁の職員の重大な違法行為の可能性が指摘されたことにかんがみ、内部調査を実施したが、その調査時期は、御指摘の記事の発表の前である。

一の5及び6について

公安調査庁としては、御指摘の記事に関し、公安調査庁の職員が「法的手段」をとった事実があるとは承知しておらず、また、その理由についても承知していない。

一の1について

に、情報保全に関する研修を実施するなど、秘密保全対策の徹底に努めており、御指摘のように「外国情報機関によつて浸透されている」というようなことはないと認識している。

四の3及び4について

お尋ねについては、公安調査庁の調査の具体的内容にかかわる事柄であり、お答えを差し控えたい。

五の1について

朝鮮総聯は、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に基づく調査対象団体である。

五の2について

朝鮮総聯は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百七十七号）に基づく調査対象団体ではない。

五の3から5までについて

公安調査庁としては、朝鮮総聯の前身組織である在日朝鮮統一民主戦線が、これまでにダイナマイト、火炎びん等を使用して傷害や放火を引き起こすなど暴力主義的破壊活動を行った疑いがあるものと認識しており、北朝鮮とも密接な関係を有していることから、今後の情勢いかんによつては、将来、暴力主義的

破壊活動を行うおそれのあることを否定し得ないものと認識している。

五の6について

公安調査庁としては、現時点において、昭和四十九年六月に発生した姉弟拉致容疑事案、昭和五十三年六月に発生した元飲食店店員拉致容疑事案及び昭和五十五年六月に発生した辛光洙事件において、それぞれ朝鮮総連傘下団体等の構成員の関与があつたと承知している。

五の7について

公安調査庁としては、朝鮮総連は、北朝鮮支持勢力の形成や拡大等を目指して我が国各界各層に対して様々な働き掛けを行っているほか、その関係者が拉致事件や北朝鮮への先端科学技術物資の不正輸出等の様々な犯罪にかかわってきたものと判断している。

五の8について

公安調査庁としては、学習組は、朝鮮総連とその傘下団体等の中に組織された、北朝鮮に絶対の忠誠を尽くす非公然組織であると認識している。

五の9から11までについて

平成十九年七月三日提出  
質問第四七五号

公安調査庁に関する質問主意書

提出者 河村たかし

1 英国の対外情報機関であるS I S (M I 6) などにおいてすら、その組織中枢に旧ソ連のスパイが浸透していたことなどが一般に広く知られている。公安調査庁は過去、その組織中枢を外国の情報機関等によつて浸透されたことがあるか。

2 公安調査庁が現在、外国情報機関によつて浸透されている蓋然性は存在するか。それとも、そのような蓋然性は皆無なのか。皆無だとしたらそう断定できる根拠は何か。

3 緒方元長官が、他国の情報機関の工作対象となり、これに取り込まれた可能性について、公安調査庁は検討しているか。

4 検討していないとすればなぜか。

五 朝鮮総連に対する評価について

1 朝鮮総連は、破壊活動防止法上の調査対象団体か。

2 朝鮮総連は、団体規制法上の調査対象団体か。

3 朝鮮総連あるいはその前身組織が、過去、破壊活動防止法上の暴力主義的破壊活動を行った事実はあるか。

- 4 あるとしたら、それはどのような事件か。その事件以降、現在に至るまでに、何度、いつ、暴力主義的破壊活動が行われたか。
- 5 朝鮮総連が将来、暴力主義的破壊活動を行う危険性について、公安調査庁は現在どのように評価しているか。将来、朝鮮総連が暴力主義的破壊活動を行うおそれがあるか、否か。
- 6 朝鮮総連あるいはその構成員が過去、拉致事件に関与した事実はあるか。公安調査庁はどのように把握しているか。
- 7 朝鮮総連による「対日働き掛け」ないし「対日有害活動」とは具体的にどのような活動を指すのか。
- 8 朝鮮総連の学習組とは何か。公安調査庁はどのように把握しているか。
- 9 朝鮮総連はその重要な決定のすべてにつき、北朝鮮本国の指示・了解を得ているものと考えてよいか。
- 10 朝鮮総連本部不動産の売却についても、北朝鮮本国の指示・了解を得ていたものと考えてよいか。
- 11 緒方元長官が朝鮮総連本部不動産の売却取引に関与することについても、北朝鮮本国の指示・了解を得ていたものと考えてよいか。

第百十四回国会 衆議院 予算委員会 議録 第四号

平成元年二月十八日(土曜日) 午前十時開議

出席委員

委員長 大野 勇君	委員 近藤 元次君
委員 越智 伊平君	委員 山下 徳夫君
委員 田名部 匡省君	委員 村山 富市君
委員 綿貫 民輔君	委員 吉田 久之君
委員 宮地 正介君	委員 甘利 明君
委員 相沢 英之君	委員 石渡 照久君
委員 池田 行彦君	委員 稲村 利幸君
委員 糸山 英太郎君	委員 奥田 敬和君
委員 大坪 健一郎君	委員 熊谷 弘君
委員 堀山 静六君	委員 小杉 隆君
委員 倉成 正君	委員 齊藤 斗志二君
委員 後藤 田正晴君	委員 鈴木 宗男君
委員 志賀 菊君	委員 田中 直紀君
委員 砂田 重民君	委員 玉沢 徳一郎君
委員 高橋 一郎君	委員 中島 衛君
委員 月原 茂樹君	委員 浜田 幸一君
委員 野田 毅君	委員 積 良行君
委員 吹田 悞君	委員 上原 康助君
委員 井上 芳方君	委員 川崎 寛治君
委員 小澤 克介君	委員 辻 一彦君
委員 菅 直人君	委員 堀 昌雄君
委員 野坂 浩賢君	委員 日笠 勝之君
委員 坂口 力君	委員 水谷 弘君
委員 冬柴 鉄三君	委員 岡崎 万寿秀君
委員 菊崎 勝之助君	委員 不破 哲三君
委員 中野 雅弘君	
委員 藤田 スミ君	

出席政府委員

厚生大臣 小泉 純一郎君	農林水産大臣 羽田 孜君	通商産業大臣 三塚 博君	逓信大臣 佐藤 信二君	郵政大臣 片岡 清二君	労働大臣 丹羽 兵助君	建設大臣 小此木 三郎君	自治大臣 坂野 重信君	国家公安委員会 委員長	内閣官房長官 小淵 恵三君	内閣官房長官 金丸 三郎君	内閣官房長官 田澤 吉郎君	防衛大臣 田澤 吉郎君	防衛大臣 愛野 興一郎君	国務大臣 官崎 茂一君	国務大臣 青木 正久君	国務大臣 内海 英男君	国務大臣 田土 長官	内閣法制局長官 味村 治君	内閣法制局長官 大出 誠郎君	内閣府副大臣官 菅 直人君	内閣府副大臣官 文田 久雄君	内閣府副大臣官 梅澤 節男君	公正取引委員会 委員長 梅澤 節男君	公正取引委員会 委員 永田 省吾君	事務局長官 永田 省吾君
--------------	--------------	--------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------	---------------	---------------	---------------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------	------------	---------------	----------------	---------------	----------------	----------------	--------------------	-------------------	--------------

公正取引委員会 事務局長 柴田 章平君	警務局長 城內 康光君	宮内庁次長 宮尾 隆君	皇室經濟主管 井岡 英男君	総務庁長官官房 審議官 紀 嘉一郎君	兼内閣審議官 勝又 博明君	総務庁人事局長 山本 貞雄君	総務庁行政監察 局長 小野 寺徳二君	防衛庁参事官 福渡 清君	防衛庁参事官 村田 直昭君	防衛庁参事官 鈴木 輝雄君	防衛庁長官官房 長官 依田 智治君	防衛庁防衛局長 日吉 兼君	防衛庁教育訓練 局長 長谷川 宏君	防衛庁人事局長 児玉 良雄君	防衛庁経理局長 藤井 一夫君	防衛庁裝備局長 山本 雅司君	防衛庁施設庁長官 池田 久克君	防衛施設庁施設 部長 弘法堂 忠君	防衛施設庁施設 部長 鈴木 泉君	防衛施設庁施設 部長 吉住 慎吾君	防衛施設庁施設 部長 海野 恒男君	防衛施設庁施設 部長 吉村 晴光君	防衛施設庁施設 部長 山内 豊徳君	防衛施設庁施設 部長 公文 宏君	国土庁長官官房 長官 嶋 聰久君
---------------------	-------------	-------------	---------------	--------------------	---------------	----------------	--------------------	--------------	---------------	---------------	-------------------	---------------	-------------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	------------------

法務省刑務局長 根来 泰周君	公安調査庁長官 石山 陽君	外務省北米局長 有馬 龍夫君	外務省欧米局長 都甲 岳洋君	外務省経済局長 佐藤 嘉彦君	外務省条約局長 福田 博君	外務省国際連合 局長 遠藤 實君	外務省情報調査 局長 山下 新太郎君	大蔵省主計局長 小野 正巳君	大蔵省主税局長 尾崎 謙君	大蔵省理財局長 吉川 共治君	大蔵省証券局長 角谷 正彦君	大蔵省銀行局長 平澤 貞昭君	文部大臣官房長 加戸 守行君	文部大臣官房長 藤村 幸彦君	文部大臣官房長 齋藤 謙洋君	文部省初等中等 教育局長 古村 澄一君	文部省教育助成 局長 舟地 克次君	文部省高等教育 局長 関分 正明君	文部省学術国際 局長 川村 恒明君	文部省体育局長 坂元 弘直君	文部省大臣官房長 末次 彬君	厚生大臣官房長 多田 宏君	厚生大臣官房長 小林 功典君	厚生大臣官房長 坂本 龍彦君	厚生大臣官房長 水田 芳君	厚生大臣官房長 浜口 義廣君
----------------	---------------	----------------	----------------	----------------	---------------	------------------	--------------------	----------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------------	-------------------	-------------------	-------------------	----------------	----------------	---------------	----------------	----------------	---------------	----------------

第一類第十五号 予算委員会議録第四号 平成元年二月十八日

○不審委員 今過激派なるものについて私は問題にしてはならないので、我が党に対する不当な侵奪について問題にしているわけで、はっきりしたことは、一つは、我が党に対して破防法にかかわると言っておるのは公安調査庁の内部的な判断にすぎないので、破防法が設定した公安審査委員会の判断では全くないということですね。これは極めて明確になったのです。

それで、次に進みますが、一体、公安調査庁が我が党に対してそれを調査団体とする根拠を今度は何いと思うのです。

破防法には、明確に二つの要件が要るとしています。一つは、過去の問題です。「団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体」。もう一つは、将来の問題です。そして「当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つたかおそれがある」と認めらるに足りる十分な理由があるとき」と、つまりこの二つの条件がセットになって破防法の対象になるというのがある方の論理ですね、法律の。

まず、最初の方から伺いましょう。我が党を過去に破壊活動を行つた団体と認定する根拠はどこにあるのですか。

○石山政府委員 平たい言い方で申し上げますが、破防法が制定されました当時はそのような社会的事情があり、それに共産党が大きいかかわっていたというふうに考え、過去に破壊活動的な暴力活動があったという認定をしているわけでございます。

○不審委員 破防法制定当時といいますが、我が党が分裂していた時期でした。破防法が成立したのは一九五二年で、それで我が党は、一九五〇年から一九五五年まで分断期でした。分裂した側の一方が、我が党はそのとき極左冒険主義と目して非難していますが、今日の我々にとっても肯定し得ない活動や方針をとったことは確かにもあります。しかし、それは分裂した時期の分裂した一方の側の行動、路線であって、党が統一して後に明確に批判され、さっぱり廃棄された問題です。だからそれを今日の、今日といいますが、分裂を克服した後の日本共産党の根拠として扱うのは極めて不当だと思いませんか。

さらに、それに加えて聞きたいのは、そのことを理由にして日本共産党が破壊活動を行つた団体だという認定は、公安調査庁が行つたもので、それとも公安審査委員会が行つたもので、か。

○石山政府委員 御存じのとおり共産党におきましては、昭和二十六年に四全協、五全協という当時の党大会にかかわるべき執行部機関による会合が行われて、有名な軍事方針が決定され、それが五全協、六全協へと引き継がれてまいりましたが、六全協でいわゆる極左冒険主義の反省が行われたわけでありまして。その際に、当時の決定により、五全協の軍事方針の決定については、一応、極左冒険主義はいかぬけれども、全体としては、これは当時の主流派、反主流派によって十分意見の統一によって行われたものだ、簡単に申し上げますれば、そのような趣旨が行われておりますので、単純な分派活動による一部のはね上がりだけがやつたというふうな認定を私は私どもはしておらないわけでございます。

○不審委員 もう少し公安調査庁の長官なら、共産党の文庫もそれを専ら研究しているんですから調べてほしいのですが、六全協のどこを調べて、過去の軍事方針については統一したものだからといって肯定したなんという文書はどこにもないです。そして、四全協、五全協というのはまさに分派時代というのは、中央委員会から排除された現在の宮本議長とか、排除された人々がだれも参加しないでやられた会議ですから、我々は分派した二方の側の会議だと言っているわけでは、それで六全協では、あなたが言われるような軍事方針などの言及は全くなしに、それを含まない極左冒険主義をさっぱり廃棄したのが特徴なんです。その点々々いは明確に勉強して過去のことにについても対処してはいい。

じゃ、将来のことを聞きましょう。将来、我が党がそういう危険があるとあなた方が考える根拠はどこにあるのですか。

○石山政府委員 昭和三十六年の発表されました党の綱領の中に、いわゆる将来に向けて共産党の指針ともいえるべき政治方針が示されておりますが、それと並びまして、その当時いろいろ発表されました党の文庫等の中にもいろいろの政治方針と政治志向を持っておられるのか、あるいは時と場合により敵の出力、つまり極力側の出力によって是非平和的手段にも訴えることがあるのか、この辺が十分に解明できておりませんし、二十年、三十年の問題ではなくて、遠い将来共産党が政権近しと思われる時分になりましたらどういふ方向に出られるかがおお懸念でございますので、調査を継続しているわけでございます。

○不審委員 これは全くこっけいな話でして、敵の出力論というのは、別にあなた方が陰へ行って深くないでも、堂々と我が党の大会の決定に明記されております。

というのは、我が党が綱領にも書いてあるように、政権につくときは選挙で多数を得て政権につく、大方針です。これは、現在では福田と増玉で我々は与党ですけれども、選挙によって与党になつたのです。東京でもかつて与党でしたが、選挙に勝つて与党になつたのです。それと同じように、国の政治でも国会の多数を得て政権につくというの我が党の綱領に明記した方針です。それに対して、政権についたときにその共産党の入った政権なるがゆえに従わないという勢力が出た場合、そういう勢力がますます大きな勢力に出た場合、それに対して黙っているわけにはいかない、そういうのは力をもってでも取り締まるのが当たり前だ、これは憲法に基づいて政府の当然の権利でしょう。そういうことについて我々は綱領に明記してあるわけですから、そういうことについて心配だといふ人がいるならば、私は二つの話を紹介したいと思っております。

議會制民主主義の常道にのっとった選挙で多数を得て政権をとっても、一部にはその政権に従わないというより不向きな者があることをやむを得ず警戒する必要がある。そういう点はちゃんとしつかり警戒をして、それに対して民主主義のルールに従った対処をしようというのが敵の出方論です。

一体あなた方は、その敵の出方論に基づいて我が党が何かあなた方が懸念する破壊活動なるものを行った例を、あなたが今引用した一九六一年の綱領決定以後にあれだけの調査をやって何か発見したことがありますか。

○石山政府委員 委員仰せのように、昭和三十六年のいわゆる綱領発表以降、共産党は議會制民主主義のもとで党勢の拡大を図るという方向で着々と党勢拡大を遂げられつつあることはお示しのとおりでございます。

ただ問題は、それは政治的な最終目標であるのかあるいは戦術的手段であるのかという点の問題でございます。私どもはそれらに對して、今冷静な立場でもって敵の出方論何かにつきましても調査研究を進めておる段階でございます。今このところその結果として直ちに公党である共産党に對し規制請求すべき段階に立ち入っているとは思わないから請求もしていないということでございます。

なお、敵の出方論について今御教示を賜りましたが、一つだけ私からも申し上げておきたいことがございます。

御存じのとおり、政権確立した後には不逞分子が反亂的な行動に出て、これを鎮圧するというのは、たとえどなたの政権であらうとも当然に行われるべき治安維持活動でございます。ところが敵の出方論という中には、党の文獻等を見てもお聞きすると、簡単に申しますと、三つの出方がござります。一つは、民主主義の政権ができる前にこれを抑えようという形で、不逞分子をたたきつけてやるという問題であります。それから第二には、民主主義政権は一応確立された後に、その

不逞分子が反亂を起こす場合。三番目は、委員御指摘のような事態であります。

ですから、それらにつきましても一部をおっしゃっておりますけれども、その全部について敵の出方論があり得るということを私は申し上げておるわけでございます。

○大野委員長 時間が参りましたので……。

○不破委員 一言だけ。今あなたは我が党が三つの場合に言っていないと言いましたが、一つだけ言っておきましょう。

これは党の大会の一九七〇年の決定です。人民の政府ができる以前に、反動勢力が民主主義を暴力的に破壊し、運動の発展に非平和的な障害をつくりだす場合には、まあチリミたいなことで、われ、広範な民主勢力と民主的世論を結集してこのようなフアンシヨの攻撃を封殺することが当然の課題となる。これが敵の出方論のこのケースでの具体化だと大会で明記しているのです。

それで結局、だからあなた方が幾らそう言っても我が党の破壊活動を探そうとしても、三十六年かかろうが、何千億のお金を使おうが、何千の調査官を動員しようが、何千のスパイコール協力者を養成しようが、見つかるはずがない。それはあなた方も十分御承知のはずなんです。

○大野委員長 不破君、約束の時間が参りましたので、質疑を打ち切ってください。

○不破委員 それであるにもかかわらず、我が党に對して不当に結社の自由を侵害する、これは絶対許されないと申し上げて、質問を終わります。

○大野委員長 これにて不破君の質疑は終了しました。

次回は、来る二十日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十二分散会

衆議院議員鈴木貴子君提出日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問に対する答弁書

一について

暴力主義的破壊活動とは、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項各号に掲げる行為をいう。具体的には、刑法上の内乱、内乱の予備又は陰謀、外患誘致等の行為をなすこと、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもって刑法上の騒乱、現住建造物等放火、殺人等の行為をなすこと等である。

二及び三について

御指摘の昭和五十七年四月一日の参議院法務委員会において、鎌田好夫公安調査庁長官（当時）が、破壊活動防止法に基づく当時の調査対象団体の数について「いわゆる左翼系統といたしまして七団体、右翼系統といたしまして八団体程度」と答弁し、当該調査対象団体の名称について「左翼関係としましては日本共産党・・・等でございます」と答弁している。

日本共産党は、現在においても、破壊活動防止法に基づく調査対象団体である。

四について

警察庁としては、現在においても、御指摘の日本共産党の「いわゆる敵の出方論」に立った「暴力革命の方針」に変更はないものと認識している。

五について

お尋ねのうち、「関連団体」については、その具体的な範囲が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、日本共産党が、昭和二十年八月十五日以降、日本国内において暴力主義的破壊活動を行った疑いがあるものと認識している。

六について

お尋ねについては、御指摘の平成元年二月十八日の衆議院予算委員会において、石山陽公安調査庁長官（当時）が、御指摘の不破哲三委員の発言を踏まえて、「昭和三十六年のいわゆる綱領発表以降、共産党は議会制民主主義のもとで党勢の拡大を図るという方向で着々と党勢拡大を遂げられつつあることはお示しのとおりでございます。ただ問題は、それは政治的な最終目標であるのかあるいは戦略または戦術の手段であるのかということの問題でございます。私どもはそれらに対しまして、今冷静な立場でもって敵の出方論何かにつきましても調査研究を進めておる段階でございます。今のところその結果として直ちに

公党である共産党に対し規制請求すべき段階に立ち入っているとは思わないから請求もしていないということでもあります。なお、敵の出方論について今御教示を賜りましたが、一つだけ私からも申し上げておきたいことがございます。御存じのとおり、政権確立した後に不穏分子が反乱的な行動に出て、これを鎮圧するというのは、たとえどなたの政権であろうとも当然に行われるべき治安維持活動でございます。ところが敵の出方論という中には、党の文献等を拝見しておりますと、簡単に申しますと、三つの出方がございます。一つは、民主主義の政権ができる前にこれを抑えようという形で、不穏分子をたたきつけてやろうという問題であります。それから第二には、民主主義政権は一応確立された後に、その不満分子が反乱を起こす場合。三番目は、委員御指摘のような事態であります。ですから、それらにつきまして一部をおっしゃっておりますけれども、その全部について敵の出方論があり得る」と答弁しているとおりであります。

平成二十八年三月十四日提出  
質問第一八九号

日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問主意書

日本共産党と「破壊活動防止法」（以下、「破防法」とする）に係る、過去の政府答弁を踏まえ、以下質問する。

一 「破防法」で定める、暴力主義的破壊活動とはどのような活動であるか説明を求めらる。

二 昭和五十七年四月一日、第九十六回国会、参議院法務委員会に於いて、公安調査庁は「破防法」に基づく調査対象団体として、左翼関係として七団体、右翼関係として八団体ある旨答弁されていると承知するが確認を求めらる。

三 二にある「左翼関係として七団体」に日本共産党は含まれているか、また、平成十一年十二月二日、第百四十六回国会、参議院法務委員会に於いても、「公安調査庁長官にお尋ねしますが、平成元年の二月に衆議院の予算委員会で不破委員長が、共産党が破防法の調査対象団体になっていることについて質疑してありますが、今日でも調査対象団体でしょうか。国民の多くはまさかと思っっているんじゃないかと思ひますが、その点についてお答えいただきたいと思ひます。」との質問に、「御指摘の点につきましては、今日でも調査対象団体でございます。」と答弁されているが、現在も公安調査庁は、日本共産党を「破防法」

に基づく調査対象団体と認識しているか、確認を求める。

四 昭和五十七年四月二十日、第九十六回国会、衆議院地方行政委員会に於いて、警察庁は「ただいまお尋ねの日本共産党につきましては、民青を含めまして、いわゆる敵の出方論に立ちました暴力革命の方針を捨て切っていないと私ども判断しておりますので、警察としましては、警察法に規定されます「公共の安全と秩序を維持する」そういう責務を果たす観点から、日本共産党の動向について重大な関心を払っている旨答弁されているが、現在も警察庁は、日本共産党は暴力革命の方針を捨て切っていないと認識されているか、見解を求める。

五 昭和二十年八月十五日以後、いわゆる戦後、日本共産党が合法政党となつて以降、日本共産党及び関連団体が、日本国内に於いて暴力主義的破壊活動を行った事案があるか確認を求める。

六 平成元年二月十八日、第百十四回国会、衆議院予算委員会において、石山政府委員が述べられている、日本共産党のいわゆる「敵の出方論」、並びに、同委員会に於ける不破委員の「政権についたときにその共産党の入った政権なるがゆえに従わない」という勢力が出た場合、そういう勢力がさまざまな暴挙に出た場合、それに対して黙っているわけにはいかない、そういうのは力をもつても取り締まるのが当たり前

だ、これは憲法に基づく政府の当然の権利でしょう。そういうことについて我々は綱領に明記しているわけです。」に対する政府の見解を求める。

右質問する。